

平成18事業年度に係る業務の実績
に関する報告書（資料編）

平成19年6月

国立大学法人
兵庫教育大学

平成18事業年度に係る業務の実績に関する報告書（資料編）目次

「各法人共通の資料・データ一覧」……………チェックリスト 1ページ

1-1.	学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針	
	○学長裁量経費の配分方針及び決定方法……………	1
	○平成18年度学長裁量経費配分対象及び金額……………	1
	保留定員の取扱いについて……………	2
1-2.	学長等裁量分の額、人数、配分方法（決定体制を含む）、配分対象	
	○平成18年度学長裁量経費配分対象及び金額……………	1
	平成18年度兵庫教育大学学内科研取扱要項……………	3
1-3.	助教の配置に向けた検討状況が確認できる資料	
	国立大学法人兵庫教育大学人事・労務委員会（第2回）議事要旨（抜粋）……………	4
	兵庫教育大学 大学教員組織の在り方……………	4
	教育研究評議会（第6回）議事要旨（抜粋）……………	5
	兵庫教育大学 大学教員組織の見直しについて……………	5
2-1.	中間・事後評価実施規程等、体制の整備が確認できる資料	
	資源配分に対する中間評価・事後評価等について……………	6
	国立大学法人兵庫教育大学財務委員会規程……………	7
	平成18年度 教育研究基盤経費配分基本方針……………	8
	兵庫教育大学における教育研究基盤経費の取扱いについて……………	16
2-2.	評価の実施状況や評価実績等が確認できる資料	
	財務委員会（第2回）議事要旨……………	17
	経営協議会（第3回）議事要旨……………	28
	財務委員会（第3回）議事要旨……………	19
	経営協議会（第4回）議事要旨……………	30
2-3.	資源配分方針、配分実績が確認できる資料、見直しを行っていれば見直し状況が確認できる資料	
	平成18年度国立大学法人兵庫教育大学予算配分基準……………	21
	平成18年度 国立大学法人兵庫教育大学予算実施計画（第1次補正）……………	22
	平成18年度 国立大学法人兵庫教育大学予算実施計画（第2次補正）……………	23
3-1.	経営協議会の議事録又は議事要旨	
	経営協議会（第1回～第5回）議事要旨……………	24
3-2.	経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	
	経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例……………	34
3-3.	経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例	
	国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則……………	35
	国立大学法人兵庫教育大学経営協議会委員名簿……………	36
	経営協議会での主な指摘事項とその対応……………	37
4-1.	監事監査計画書及び監事監査報告書	
	平成18年度 監事の業務等一覧……………	38
	平成18年度 監事監査計画……………	39
	監査報告書の提出について……………	40
	監査報告書……………	41
4-2.	監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	
	監事の指摘事項及び取組内容……………	42
	兵庫教育大学就職支援室に関する要項……………	43
4-3.	内部監査・計画書及び内部監査報告書	
	平成18年度内部監査の方針及び実施計画……………	45
	平成18年度内部監査日程……………	46
	監査報告書……………	47
4-4.	内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	
	内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例……………	51
9-1-1.	平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表	

	平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果で課題とされた事項及び 平成18年度における対処内容	52
9-1-2.	評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料 平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果で課題とされた事項及び 平成18年度における対処内容	52
	国立大学法人兵庫教育大学監査室の位置付け	53
	国立大学法人兵庫教育大学監査室設置要項	54
	国立大学法人兵庫教育大学監査室の構成	55
5-1.	部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわ かる資料 部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容	56
5-2.	随意契約に係る情報公開の取組 国立大学法人兵庫教育大学が締結する随意契約の公表基準について	57
5-3.	その他、随意契約の適正化に向けた取組 随意契約の適正化に向けた取組	58
6-1.	人件費削減計画及び削減実績 平成17年度から平成22年度に係る人件費削減状況	59
	総人件費削減計画における人件費削減状況について	60
	財務計画上の教職員数の推移 実際の教職員数の推移	61
7-1.	施設マネジメントの体制・活動状況 国立大学法人兵庫教育大学キャンパス環境・安全委員会規程	62
	「建物施設等専門委員会」の設置について	64
	キャンパス環境・安全委員会の目的	65
	兵庫教育大学施設マネジメントの取組	65
7-2.	中長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況 施設整備の基本方針	66
	教員研究室・実験室・実習室等の整備方針	68
	各研究棟の空調設備の整備方針	69
	兵庫教育大学キャンパス環境・安全委員会預かり室運用要項	70
7-3.	既存施設・設備の有効活用への取組状況 施設整備の基本方針	66
	「大学改革再編」に伴う施設整備の方針	72
7-4.	共同利用スペースの確保状況 「大学改革再編」に伴う施設整備の方針（抜粋）	73
7-5.	施設の維持管理の計画及び実施状況 施設の維持管理年間計画予定表 保全業務関係（役務）	74
	空調機改修計画について	75
7-6.	環境保全対策の取組状況 環境保全の現状	76
	平成18年度嬉野台地区省エネ並びに契約電力超過対策について	78
	環境物品等の調達を推進を図るための方針	79
8-1.	安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組 国立大学法人兵庫教育大学危機管理マニュアル	80
8-2.	研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況 研究費の不正使用の防止について	83

「各法人共通の資料・データ一覧」

(1) 業務運営の改善及び効率化

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。(資料1関係)

確認事項	いる	いない
学長等の裁量の予算、定員・人件費を設定しているか。(平成18年度実績)	○	
助教の配置に向けた検討が行われているか。(平成18年度実績)	○	
(添付資料)	有	無
1-1. 学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針	○	
1-2. 学長等裁量分の額、人数、配分方法(決定体制を含む)、配分対象	○	
1-3. 助教の配置に向けた検討状況が確認できる資料	○	

○法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。(資料2関係)

確認事項	いる	いない
法人内における資源配分が適切かつ効果的に行われたかどうかを検証する仕組みが整備されているか。(～平成18年度)	○	
資源配分に関して中間・事後評価が実施されたか。(平成18年度実績)	○	
評価結果を踏まえた配分見直しの検討を行っているか。(平成18年度実績)	○	
(添付資料)	有	無
2-1. 中間・事後評価実施規程等、体制の整備が確認できる資料	○	
2-2. 評価の実施状況や評価実績等が確認できる資料	○	
2-3. 資源配分方針、配分実績が確認できる資料、見直しを行っていれば見直し状況が確認できる資料	○	

○外部有識者の積極的活用を行っているか。(資料3関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
学外委員からの法人運営に関する意見があったか。(平成18年度実績)	○	
〃 について法人内で検討しているか。(平成18年度実績)	○	
〃 で具体的に改善した事柄はあるか。(平成18年度実績)	○	

経営協議会において、法令で規定されている以下の審議事項が審議されているか。(平成18年度実績)

	事前審議	事後審議・報告	審議なし
平成19年度予算	○		
平成17年度決算	○		
中期目標・中期計画の変更			○
年度計画の策定・変更			○
役員報酬規程・退職手当規程の変更	○		
その他会計規程、学則等の変更	○		

(添付資料)

	有	無
3-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨 (平成18年度における経営協議会の開催回数 5回)	○	
3-2. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	○	
3-3. 経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例	○	

○監査機能の充実が図られているか。(資料4関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
監事監査計画に基づく監事監査(業務監査・会計監査)が実施されているか。(平成18年度実績)	○	

監査の結果、監事からの指摘事項があったか。（平成18年度実績）	○	
監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄はあるか。（平成18年度実績）	○	
事務局から独立した監事補佐体制は整備されているか。（平成18年度実績）	○	
内部監査計画に基づく内部監査が実施されているか。（平成18年度実績）	○	
（添付資料）	有	無
4-1. 監事監査計画書及び監事監査報告書	○	
4-2. 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	○	
4-3. 内部監査・計画書及び内部監査報告書	○	
4-4. 内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	○	
○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料9-1関係）		
確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）を検討・反映したか。	○	
（添付資料）	有	無
9-1-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表	○	
9-1-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料	○	

（2）財務内容の改善

○財務内容の改善・充実が図られているか。（資料5関係）		
確認事項	いる	いない
部局等の自己収入増加についてインセンティブを付与しているか。（平成18年度実績）	○	
随意契約に係る情報公開等を通じて契約の適正化を図っているか。（～平成18年度）	○	
（添付資料）	有	無
5-1. 部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわかる資料	○	
5-2. 随意契約に係る情報公開の取組	○	
5-3. その他、随意契約の適正化に向けた取組	○	
○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。（資料6関係）		
確認事項	いる	いない
平成18年度における人件費削減にかかる取組が、年度計画を達成しているかどうか。	○	
（添付資料）	有	無
6-1. 人件費削減計画及び削減実績	○	
○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料9-2関係）		
確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）を検討・反映したか。	—	—
（添付資料）	有	無
9-2-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表	—	—
9-2-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料	—	—

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料9-3関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)を検討・反映したか。	—	—
(添付資料)	有	無
9-3-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表	—	—
9-3-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料	—	—

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○施設マネジメント等が適切に行われているか。(資料7関係)

確認事項	いる	いない
施設マネジメントの実施体制が整備され活動が行われているか。(平成18年度実績)	○	
長期的な視点に立ったキャンパス計画等を策定し一貫性をもって施設の整備が行われているか。(～平成18年度)	○	
施設・設備の有効活用が行われているか。(平成18年度実績)	○	
施設の維持管理が計画的に行われているか。(平成18年度実績)	○	
省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減などの環境保全対策に関する取組が行われているか。(～平成18年度)	○	
(添付資料)	有	無
7-1. 施設マネジメントの体制・活動状況	○	
7-2. 中長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況	○	
7-3. 既存施設・設備の有効活用への取組状況	○	
7-4. 共同利用スペースの確保状況	○	
7-5. 施設の維持管理の計画及び実施状況	○	
7-6. 環境保全対策の取組状況	○	

○危機管理への対応策が適切にとられているか。(資料8関係)

確認事項	全学有	特定部局有	無
災害、事件・事故、薬品管理等に対する予防的措置が講じられているか。(～平成18年度)	○		
研究費の不正使用防止のための体制、ルールを整備しているか。(～平成18年度)	○		
(添付資料)	有	無	
8-1. 安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組	○		
8-2. 研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況	○		

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料9-4関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)を検討・反映したか。	—	—
(添付資料)	有	無
9-4-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表	—	—
9-4-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料	—	—

○学長裁量経費の配分方針及び決定方法

学長裁量経費の予算総額については、これまでの実績及び今後の大学の方針等を鑑みながら学長を中心に検討が行われた後、財務委員会、教育研究評議会、経営協議会の議を経て、最終的に役員会で決定している。また、各事項に対する個別の配分決定については、全学的な視点による戦略的な支援強化を行い教育研究の一層の充実発展を図ることを目的とする視点に基づき、理事及び副学長の意見等を踏まえ学長が決定している。

予算総額: 96,000千円

○平成18年度学長裁量経費配分対象及び金額

(単位/千円)

整理番号	事 項	金 額	備 考
1	修士課程定員確保経費	14,800	
2	現職教員研修支援プログラム開発調査経費	1,423	
3	ファカルティ・ディベロップメント推進経費	500	
4	三教育機関共同研究経費	1,600	
5	情報処理センター運営経費(不足分)	8,700	
6	営繕工事費	40,000	
	経 常 型 計	67,023	
7	プロジェクト型事項 学内科学研究費(学内科研)	4,600	10件
	学内科学研究費(活動支援)	3,762	8件
	プロジェクト型計	8,362	
8	附属学校要覧	300	
9	式服一式	1,500	
10	研究紀要英文版作成経費	446	
11	第52回幼稚園教育研究集会補助	500	
12	附属学校園研究支援費	2,500	
13	学生寄宿舍入退室管理装置設置経費	993	
14	その他事項 和文化教育実践発表報告書購入経費	210	
15	京仁大学(韓国)との大学間協定に係る打合せ旅費	486	
16	附属小学校黒板改修	1,680	
17	国際交流関係経費	700	
18	修士課程定員確保経費(整理番号1の追加)	315	
19	国際交流関係経費	700	
20	留学生用設備備品整備経費	1,200	
	そ の 他 計	11,530	
	合 計	86,915	

保留定員の取扱いについて

平成18年9月5日整理

保留定員の取扱いは平成18年9月5日以降、次のとおりとする。

- 1 保留定員の数は、国立大学法人兵庫教育大学定員（平成16年規程第2号）に規定する定員数と平成18年4月1日現在の各学系等の現員数（選考中のものを含む）との差を保留定員とする。

	教授	助教授	講師	外国人専任講師	助手	合計
定員規程	96	77		1	15	189
現員数	90(4)	64(3)	13	1	8	176(7)
基礎教育学系	15(1)	12(1)	4		1	32(2)
臨床・健康教育学系	16(2)	7	6		2	31(2)
社会・言語教育学系	21	14(1)		1	1	37(1)
自然・生活教育学系	22	16(1)			3	41(1)
体育・芸術教育学系	15	15	2		1	33
教育・社会調査研究センター	1(1)		1			2(1)
保留定員数	6	0		0	7	13

※注1 現員とは、研究組織に属する教員数を示し、定員根拠ではない。

2 () は、選考中等の数で内数。

3 保留定員数のうち助手1は、教育・社会調査研究センターに措置済み。

- 2 今後、教員の退職等により生じた定員については、保留定員に組み入れるものとする。
- 3 保留定員は、学長が教育研究評議会の意見を聴いたうえで役員会に諮り、必要に応じて、期限などの条件を付して措置するものとする。
- 4 今回の措置については、次のとおりとする。

学系等	措置定員数	措置理由	措置期限	備考
教育・社会調査研究センター	助手1	センター組織の充実のため	平成22年3月31日まで	H17.1.11 評議会決定
教育・社会調査研究センター	助手1	センター組織の充実のため	平成22年3月31日まで	

(参考) 国立大学法人兵庫教育大学財務計画における教員数の推移

(平成18年1月20日決定)

年 度	17	18	19	20	21
教員数(人)	174	173	173	166	156

(注) この表には、教育・社会調査研究センター教員は含まれない。

平成18年度兵庫教育大学学内科研取扱要項

平成18年5月24日
学 長 裁 定

(目的)

第1 この要項は、研究者の自由な発想に基づく研究活動を助成し、本学における学術研究の発展に寄与することを目的として措置する学長裁量経費を活用した研究助成金（以下「学内科研」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2 学内科研に応募できる者は、次のとおりとする。

- (1) 平成18年度科学研究費補助金が、不採択となった者
- (2) 平成18年度科学研究費補助金が採択された者のうち、申請額に比較して交付額が著しく減額されており、所期の目的が達成されないおそれがあるもの

(応募手続)

第3 学内科研に応募しようとする者は、学長が別に定める期日までに「学内科研交付申請書」（様式1）を学長に提出しなければならない。

(研究期間)

第4 学内科研による研究期間は、当該年度を超えることができない。

(交付の決定)

第5 学長は、第3の規定による学内科研交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第6 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 学内科研以外の用途に使用した場合
- (2) 学内科研に関して虚偽や怠慢など不適正な行為をした場合
- (3) 学内科研の交付の決定後に生じた事由により、研究の一部又は全部を継続する必要がなくなった場合

(研究成果の報告)

第7 学内科研の交付を受けた者は、研究の実施期間中に得られた研究成果について「学内科研研究成果報告書」（様式2）を作成し、平成19年4月25日までに学長へ提出しなければならない。

ただし、退職予定者については、退職日までに学長へ提出しなければならない。

(研究成果の発表)

第8 学内科研の交付を受けた者は、研究完了後速やかに学内構成員に対して研究成果を発表しなければならない。

- 2 研究成果の発表の実施については、学長が別に定める。

国立大学法人兵庫教育大学人事・労務委員会（第2回）議事要旨（抜粋）

日時 平成18年7月13日（木） 9時00分～10時15分

場所 事務局中会議室

出席者 勝野委員長，山岡副委員長，竹田委員，宮崎委員，川本委員，横川委員，岩井委員，増澤委員，岡委員，森本委員

議事

審議に先立ち，前回（第1回）の議事要旨の確認が行われ，原案のとおり了承された。

1 審議事項

(1) 大学の教員組織の在り方について

勝野委員長から，配付資料2-1，2-2に基づき，平成19年度からの本学の大学教員組織（案）について説明が行われ，審議した結果，原案のとおり了承された。

なお，次回（9月）の教育研究評議会に附議するにあたっては，現行の助手を全員助教に移行することになるが，授業の担当及び研究指導にあたっては別途審査を行う必要があるとの意見を付すことになった。

また，連合大学院の教員資格審査の在り方についても今後検討していく必要があるとの意見があった。

助手を助教に移行した場合の給与の処遇について質問があり，現段階では助手の場合と同じ教（一）2級で考えている旨事務局から説明を行った。

兵庫教育大学 大学教員組織の在り方(案)

現教員組織

新教員組織

職名	職務内容	任期の有無		職名	職務内容	任期の有無
教授	学生を教授し，その研究を指導し，又は研究に従事する。	無	→	教授	専攻分野について，教育上，研究上又は実務上の特に優れた知識，能力及び実績を有する者であって，学生を教授し，その研究を指導し，又は研究に従事する。	無
助教授	教授の職務を助ける。	無	→	准教授	専攻分野について，教育上，研究上又は実務上の優れた知識，能力及び実績を有する者であって，学生を教授し，その研究を指導し，又は研究に従事する。	無
講師	教授又は助教授の職務に準ずる職務に従事する。	無	→	講師	教授又は准教授の職務に準ずる職務に従事する。	無※別途検討
外国人専任講師	特定の外国語に関して，教授又は助教授に準ずる職務に従事する。	有	→	外国人専任講師	特定の外国語に関して，教授又は准教授に準ずる職務に従事する。	有
				助教※1	専攻分野について，教育上，研究上又は実務上の知識，能力及び実績を有する者であって，学生を教授し，その研究を指導し，又は研究に従事する。	有
助手	教授及び助教授の職務を助ける。	有	→	助手※2	その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。	有
特任教授	教授の職務に準じ，教育研究上特に必要な業務に従事する。	有	→	特任教授	教授と同等の知識，能力及び実績を有する者であって，教育研究上特に必要な業務に従事する。	有
特任助教授	特任教授の職務を助け，教育研究上特に必要な業務に従事する。	有	→	特任准教授	准教授と同等の知識，能力及び実績を有する者であって，教育研究上特に必要な業務に従事する。	有

※1: 本学の助手は，任期制導入時において「大学の教員等の任期に関する法律」に定める自ら研究目標を定めて研究を行う研究型助手として整理しているもので，全て助教に移行させるのが適当ではないか。（助教については，任期制をとる。）
 ※2: その場合，新教員組織では助手は存在しないため，助手の職名は残す必要はないように考えられる。（ただし，将来的には特定のプロジェクト等で助手の採用も考えられるのでは。）

下線部分は現行と異なる箇所である。

資料2-1
18.7.13
人事・労務委員会

教育研究評議会（第6回）議事要旨（抜粋）

日時 平成18年9月5日（火） 9時30分～11時10分
 17時13分～17時42分
 場所 中会議室
 出席者 別紙のとおり
 議事

審議に先立ち、本日は、高倉監事、酒井監事が出席されている旨の報告が行われた後、前回（第5回）議事要旨（案）の確認が行われ、原案のとおり了承された。

1 審議事項

(1) 大学の教員組織の見直しについて
 勝野副学長から、配付資料2に基づき、本学の大学教員組織を平成19年4月1日から変更することについて説明が行われ、質疑応答の後、原案のとおり了承された。また、現在の助手の助教への移行に際し、授業を担当及び研究指導をさせるかどうかについては、授業担当及び研究指導の判定を行うこと及び任期については、助手として採用された時の任期をそのまま引き継ぐことが確認された。

兵庫教育大学 大学教員組織の見直しについて(案)

現教員組織

新教員組織

職名	職務内容	任期の有無	職名	職務内容	任期の有無
教授	学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。	無	教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。	無
助教授	教授の職務を助ける。	無	准教授	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。	無
講師	教授又は助教授の職務に準ずる職務に従事する。	無	講師	教授又は准教授の職務に準ずる職務に従事する。	無※別途検討
外国人専任講師	特定の外国語に関して、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。	有	外国人専任講師	特定の外国語に関して、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。	有
助手	教授及び助教授の職務を助ける。	有	助教※1	専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。	有
特任教授	教授の職務に準じ、教育研究上特に必要な業務に従事する。	有	助手※2	その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。	有
特任助教授	特任教授の職務を助け、教育研究上特に必要な業務に従事する。	有	特任教授	教授と同等の知識、能力及び実績を有する者であって、教育研究上特に必要な業務に従事する。	有
			特任准教授	准教授と同等の知識、能力及び実績を有する者であって、教育研究上特に必要な業務に従事する。	有

※1:本学の助手は、任期制導入時において「大学の教員等の任期に関する法律」に定める自ら研究目標を定めて研究を行う研究型助手として整理しているため、全て助教に移行させるのが適当ではないか。(助教については、任期制をとる。)
 人事・労務委員会から、現行の助手を全員助教に移行することになるが、授業の担当及び研究指導については別途審査を行う必要があるとの意見が付された。
 ※2:その場合、新教員組織では助手は存在しないため、助手の職名は残す必要はないように考えられる。(ただし、将来的には特定のプロジェクト等で助手の採用も考えられるのでは。)

下線部分は現行と異なる箇所である。

資料 2
 18.9.5
 教育研究評議会

資源配分に対する中間評価・事後評価等について

中間評価については、平成18年11月に、当初予算実施計画の執行状況及び年度内の実施・達成の可能性を調査した上で、改めて中期計画期間中における財務計画の検証を行い、予算実施計画（第1次補正）を策定した。また、平成19年1月には、補正後予算実施計画執行状況等の再調査に加え、半期分の収入状況の分析を行った後、予算実施計画（第2次補正）を策定した。これら補正予算の策定に当たっては、役員により詳細な分析を行った後、学外有識者を含むメンバーで構成された財務委員会及び経営協議会の審議・了承を得た上で、役員会において最終決定を行うとともに、教育研究評議会への説明・報告を行っている。

事後評価については、平成19年1月から2月にかけて、役員において平成18年度予算実施計画の達成度及び執行の妥当性の検証を行い、平成19年度予算実施計画の原案を作成した。その後の審議過程等については、中間評価と同様である。

これら以外に、学長裁量経費による学内科学研究費については、研究終了後に詳細な成果報告書の提出及び研究成果発表を義務付けており、役員等により評価を行っている。また、教員研究費である教育研究基盤経費については、基礎配分と重点配分（傾斜配分）に区分し、重点配分については、毎年、各教員の研究支援・教育支援・社会貢献支援に係る実績をポイント化し予算配分を行うとともに、一定の期間において研究活動が乏しい教員に対しては、研究費を半減する措置も実施している。これらの制度は、適切な資源配分に寄与するとともに、教員のインセンティブを高めることとなっている。

本学では、評価による効率的な資源配分の修正に対応するため、学長裁量経費等の配分については、柔軟に修正を行うことのできる余地を残しており、教育研究基盤経費についても、基礎配分と重点配分との比率を見直すなど柔軟性を保証しているところである。

作成：総務部財務課

国立大学法人兵庫教育大学財務委員会規程

平成17年3月22日
規程第5号

(設置)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）の財務に関する事項を審議するため、経営協議会に国立大学法人兵庫教育大学財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事及び副学長
- (2) 附属図書館長
- (3) 連合学校教育学研究科長
- (4) 経営協議会から学長が指名した者 2人
- (5) 各部の主事又は副主事のうち学長が指名した者 各部1人
- (6) 学校教育研究センター長、実技教育研究指導センター長、発達心理臨床研究センター長、教育・社会調査研究センター長、情報処理センター長、保健管理センター所長及び地域交流推進センター長のうち学長が指名した者 1人
- (7) 附属学校の校長及び園長のうち学長が指名した者 1人
- (8) その他学長が指名した者

2 前項第4号から第8号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号に規定する委員のうち学長が指名した者をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の財務に係る企画案の策定に関する事項
- (2) 中期目標についての意見（本学が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）に関する事項のうち、本学の経営に関するもの
- (3) 予算案の策定に関する事。
- (4) 決算に関する事。
- (5) 学則（本学の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (6) 予算配分基準の作成に関する事。
- (7) 予算の使用状況調査に関する事。
- (8) その他本学の財務並びに予算及び決算に係る重要事項に関する事。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

第7条 委員会が必要と認めるときは、専門的な事項を調査検討するため、専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務部財務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程施行後第2条第1項第4号から第8号の規定に基づき最初に指名された委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

平成18年度 教育研究基盤経費配分基本方針

【教育研究経費（旅費を含む）】

1. 基礎配分

(1) 教員数積算分

- ① 平成18年5月1日現在の教員現員数に、平成18年度基礎配分単価（別紙1）を乗じた額を各学系等に配分する。

なお、欠員教員分は留保し、採用、昇任等に応じて各学系等に配分する。

また、基準日は毎月1日とし、配分額は月割とする。

- ② 博士課程分については、平成18年度連合学校教育学研究科予算配分基本方針に定める配分係数（別紙2）に基づき、平成18年5月1日現在の係数により各学系等に配分する。

(2) 学生数積算分

- ① 平成18年5月1日現在の学生数に、平成18年度基礎配分単価（別紙1）を乗じた額を各コース等に配分する。

ただし、研究生経費については在籍月数（平成17年度実績）、科目等履修生経費については履修単位数（平成17年度実績）により各コース等に配分する。

- ② 特別支援教育学専攻、言語系コース及び生活・健康系コースには各5名分（学部）を特別加算する。

- ③ 博士課程分については、平成18年5月1日現在の学生数に、平成18年度基礎配分単価（別紙1）を乗じた額を主指導教員への配当を前提として所属の学系等に配分する。

2. 特別配分

21,814千円を別紙3により各学系等に配分する。

3. 重点配分

教員数積算分、学生数積算分及び特別配分を控除後の額を別紙4により各個人等に配分する。

なお、欠員留保分として重点配分総額の2%分を留保し、採用等に応じて各個人に配分する。

平成18年度 教育研究基盤経費基礎配分単価表

【 教育研究経費 】

1. 教員数積算分

(単位:円)

区 分	配 分 単 価
学長, 副学長	243,000
教 授	243,000
助教授	149,000
講 師	126,000
助 手	82,000
客員教授	243,000
客員助教授	149,000

2. 学生数積算分

(単位:円)

区 分	配 分 単 価
学 部	10,000
修士課程	36,000
博士課程	51,000

担当レベル	配 分 係 数			摘 要
	学生 1人 担当	学生 2人 担当	学生 3人 担当	
1 主指導教員	1.0	1.5	1.75	4人以上担当する場合は、3人を上限とする。
2 第1副指導教員	0.5	0.75	1.0	第1副指導教員として1人以上担当する場合は、第2副指導教員として担当する学生数を第1副指導教員として担当する学生数とみなして本欄の係数を適用する。 4人以上を担当する場合は、3人を上限とする。
3 第2副指導教員	0.3	0.5	0.8	4人以上を担当する場合は、3人を上限とする。
4 講義等担当教員	0.2			担当科目数又は担当単位数の多少にかかわらず同一係数を適用し、平成18年度履修届に基づくものとする。
5 博士研究生指導教員	0.2			博士研究生の人数にかかわらず同一係数を適用する。
6 代議委員会委員	0.5			研究科代議委員会規則第2条第2号の委員を除き適用する。
(備 考)				
(1) 1から4については、担当レベルの上位から順次適用するものとし、下位レベルと重複する場合は係数の加算は行わない。				
(2) 5に該当する者が1から4と重複する場合は係数を加算する。				
(3) 6に該当する者が1から5と重複する場合は係数を加算する。				
(4) 上記の係数は、平成18年5月1日現在の現員による。 ただし、博士研究生指導教員に係る係数は、平成17年度中に受け入れた博士研究生を対象とする。				
(5) 第1副指導教員とは、主指導教員と同一大学の指導教員を、第2副指導教員とは、主指導教員と異なる大学の指導教員をいう。 なお、第1、第2は予算配分係数上の区分であり、学生の研究指導上の優位性等を示すものではない。				

平成18年度教育研究基盤経費における特別配分

1. 設備更新費 6,800千円

(1) 対象設備

更新に要する経費が、原則として1,000千円から5,000千円までの設備とする。

(2) 配分方法及び更新計画の策定

- ① 平成18年度において各学系等より提出された設備更新費要求一覧に基づき、更新計画を策定する。
- ② 配分額については、契約金額の90%に相当する額とする。
なお、契約金額の10%については、各学系等が負担するものとする。

(3) 設備更新費配分後の残余金

契約により、配分額に残余金が生じた場合は、次候補の設備等に充当することとする。

なお、残余金が少額であり、次候補の設備等に充当できない場合にあっては、各学系等の負担額に応じて配分(還元)する。

2. 特別経費 4,014千円

- (1) 電子ジャーナル維持経費として、3,600千円を附属図書館に配分する。
- (2) モデル雇用経費として、200千円を芸術系コースに配分する。
- (3) 学生実地指導旅費として、35千円を社会系コース、70千円を自然系コース、109千円を生活・健康系コースに配分する。

3. 特別事業経費 1,000千円

毎年度、各学系等から提出された特別事業計画一覧に基づき、配分事業及び額を決定する。

なお、特別事業は、各学系等が組織的に実施する全学的な位置づけの事業で、社会貢献又は広報の事業に限るものとする。

4. 授業経費 10,000千円

各コース授業担当代表者から提出された開講授業に係る所要額に基づき、下記表により額を決定する。

ア. 1授業科目当に必要な経費が、300,001円以上	4ポイント
イ. 1授業科目当に必要な経費が、150,001円～300,000円	3ポイント
ウ. 1授業科目当に必要な経費が、70,000円～150,000円	2ポイント

※平成18年度開講授業を対象とする。

※上記経費には、備品類は含まない。

※担当教員が複数の場合は、ポイント数をその員数で按分する。

平成18年度教育研究基盤経費における重点配分基準

配分比率及び予算額

事 項	配分比率 (%)	予算額 (千円)
1. 研究支援費	50	
個人研究支援費	(100)	
2. 教育支援費	40	
(1) 授業担当支援費	(20)	
(2) 大学院神戸サテライト勤務支援費	(20)	
(3) 受講生経費	(40)	
(4) 教育業績費	(20)	
② 教員採用試験実績以外	(80)	
② 教員採用試験実績	(20)	
3. 社会貢献支援費	10	
個人社会貢献支援費	(100)	
計	100	

(注1) 採用以前の業績については、その職種の平均ポイントとする。

(注2) 育児休業等による休業期間の業績については、その職種の平均ポイントとする。

(注3) 年度途中で採用された教員の配分額は、月割りとする。

1. 研究支援費

① 著書

- 平成15～17年度における実績を対象とする。

ア. 単著	1件につき	10ポイント
イ. 共著	1件につき	4ポイント
ウ. 編	1件につき	4ポイント

② 学術論文

- 平成15～17年度における実績を対象とする。

ア. 全国規模の学術誌、国際誌	1件につき	10ポイント
イ. 教育実践学論集	1件につき	10ポイント
ウ. 上記以外のレフリー付き学会誌・研究誌等	1件につき	4ポイント
エ. 大学紀要、学校教育研究センター紀要	1件につき	2ポイント
オ. 研究紀要、商業誌、その他学会誌等	1件につき	1ポイント

③ プロシーディング及び学会発表

- 平成15～17年度における実績を対象とする。

ア. 国際学会等	1件につき	10ポイント
イ. 全国規模の学会等	1件につき	4ポイント
ウ. その他の学会等	1件につき	1ポイント

④ 実技（設計・制作、演奏、競技等）

- 平成15～17年度における実績を対象とする。

ア. 全国規模の発表	1件につき	10ポイント
イ. 上記以外のレフリー付き発表	1件につき	4ポイント
ウ. その他の発表	1件につき	1ポイント

⑤ 翻訳、訳注

- 平成15～17年度における実績を対象とする。

ア. 翻訳、訳注	1件につき	2ポイント
----------	-------	-------

⑥ 辞典、事典、ハンドブック等

- 平成15～17年度における編集、執筆等の実績を対象とする。

ア. 辞典	1件につき	4ポイント
イ. 事典、ハンドブック等	1件につき	1ポイント

⑦ 外部研究資金等（特別教育研究経費、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、受託事業、寄附金等）

- 特別教育研究経費（運営費交付金対象事業）において、平成18年度に予算措置が行われる事業を対象とする。

ア. 特別教育研究経費を獲得した場合（中心的事業代表者）	1件につき	10ポイント
イ. 特別教育研究経費を獲得した場合（事業分担者）	1件につき	4ポイント

- 平成17年度に入金が確認できた外部研究資金を対象とする。

ウ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業代表者）	1件につき	10ポイント
エ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業分担者）	1件につき	4ポイント
オ. 外部研究資金を申請したが不採択の場合（研究代表者）	1件につき	2ポイント

（注1）上記①～⑥については、連合大学院「教員資格審査判定に係る各連合講座の基準」によることとし、表記のないものは連合講座代表者の判断によるものとする。

（注2）上記②～⑥については、申請者がファーストオーサーの場合は基準ポイントとし、他者との共同による場合は基準ポイントの4分の1とする。

（注3）プロシーディングと発表がセットになっている学会等においては、双方を合わせて1件とカウントするものとする。

2. 教育支援費

(1) 授業担当支援費

- 平成17年度における実績を対象とする。

ア. 12コマ 以上	10ポイント
イ. 8コマ 以上 12コマ 未満	4ポイント
ウ. 5コマ 以上 8コマ 未満	2ポイント

(2) 大学院神戸サテライト勤務支援費

- 平成17年度における実績を対象とする。

ア. 授業担当	10ポイント
イ. 研究指導	10ポイント

(3) 受講生経費

- 平成18年度開講授業を対象とする。

ア. 受講生が 151人以上 の授業科目 1科目につき	4ポイント
イ. 受講生が 51人 ~ 150人 の授業科目 1科目につき	3ポイント
ウ. 受講生が 50人 以下 の授業科目 1科目につき	2ポイント

※担当教員が複数の場合は、ポイント数をその員数で按分する。

(4) 教育業績費

① 研究指導実績

- 平成18年度在籍学生並びに平成15～17年度の間卒業又は修了した学生に対する研究指導の結果、学生が成し得た平成15～17年度の研究業績を対象とする。
- 申請者の指導する学生がファーストオーサーの場合は基準ポイントとし、他者との共同による場合は基準ポイントの4分の1とする。また、指導教員を含む実績は、カウントしないこととする。
- 評価内容は、研究支援費(③⑦を除く)に準じる。

② 教員採用試験実績

- 平成17年度に卒業(修了)した学生の教員採用試験合格率を対象とする。
- 教員採用試験合格率については、就職支援室の資料に基づき、学部及び修士ともコース毎に算出し、各コース等に配分する。

ア. 教員採用試験合格率30%以上	10ポイント
イ. 教員採用試験合格率20%以上30%未満	4ポイント

③ 正規外指導実績

- 平成15～17年度における実績を対象とする。

ア. 教員採用対策指導、イ. 補講、ウ. 課外活動	2ポイント
---------------------------	-------

④ 教育改善業績

- 平成17年度における実績を対象とする。
- 1科目、実施内容毎に1件とする。

ア. 大学又は講座等の方針に基づき実施されたFD活動	1件につき	4ポイント
----------------------------	-------	-------

3. 社会貢献支援費

① 教育行政、学校等での活動（非常勤講師、非常勤医師、スクールカウンセラーを除く）

- ・ 平成17年度において、兼業及び派遣に係る手続きを行ったものを対象とする。
- ・ 上限ポイントは、10ポイントとする。

ア. 指導、助言、講演等、諸会議の委員	1件につき	2ポイント
---------------------	-------	-------

② 地域交流推進事業等

- ・ 平成17年度における地域交流推進センター等が実施する事業等に係る実績を対象とする。

ア. スクールパートナーシップ事業の講師等	1件につき	4ポイント
-----------------------	-------	-------

※同事業に複数回実施している場合であっても1件とする。

(対象事業)

平成17年度地域貢献特別支援事業等

- ・ 兵庫情報ハイウェイ「ひょうごe-スクール」支援事業
- ・ スクール・パートナーシップ事業
- ・ 地域指導者養成講座－輝け個性！子ども夢プラン－
- ・ 北播磨地域学成事業
- ・ 地域課題解決型実践的学習プログラムの開発実証－ひょうごオープンカレッジ開講－
- ・ 附属中学校における選択科目の担当

③ 学会等諸役員

- ・ 平成17年度における日本学術会議広報学術協力団体及び全国規模の芸術、スポーツ等の団体諸役員の実績を対象とする。

なお、同一団体において複数の役員を兼ねている場合であっても1件とする。

- ・ 上限ポイントは、10ポイントとする。

ア. 評議員、理事、編集委員	1件につき	2ポイント
イ. その他の役員	1件につき	1ポイント

④ 公開講座、認定講習

- ・ 平成17年度における実績を対象とする。
- ・ 上限ポイントは、10ポイントとする。

ア. 講師、助言等	1件につき	2ポイント
-----------	-------	-------

⑤ 心理臨床相談

- ・ 平成17年度において、以下の場所で実施された心理臨床相談の実績を対象とする。

ア. 心理臨床相談	10ポイント
-----------	--------

(対象場所)

- ・ 神戸サテライト
- ・ 発達心理臨床研究センター
- ・ 学校なんでも相談室（学校教育研究センター）
- ・ うれしの教育相談室（教育・言語・社会棟）

⑥ 国際教育協力

- ・ 平成17年度における、国際教育協力のため海外に派遣された実績等を対象とする。

ア. 海外活動	4ポイント
イ. 国内活動	2ポイント

(参考例)

- ・ JICAが実施する専門家派遣事業への参画
- ・ 災害復興支援を目的とした専門家の海外派遣 等

兵庫教育大学における教育研究基盤経費の取扱いについて

〔平成17年 3月28日〕
学 長 裁 定

兵庫教育大学における教育研究基盤経費の取扱いの特例を、次のように定める。

第1 一定期間の研究活動を評価し、具体的な研究活動が乏しいと認められる教員
に対しては、教育研究基盤経費の基礎配分及び重点配分を半減する。

第2 「一定期間」とは、過去3年間とし、「具体的な研究活動が乏しい」とは、
次のすべてに該当する者とする。

- (1) 科学研究費補助金を申請していない者
- (2) 学会発表を行っていない者
- (3) 著書、論文、作品等を発表していない者

第3 この取扱いの解釈、運用上に疑義がある場合は、学長が決定するものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

財務委員会（第2回）議事要旨

日 時 平成18年10月26日（木） 13時00分～14時30分

場 所 事務局 中会議室

出席者 川本委員長、竹田委員、宮崎委員、荒木委員、岩田委員、山本委員、安部委員、河村委員、杉山委員、松下委員、松本委員、古川委員、福田委員、（増澤教授：渥美委員代理）
（欠席）勝野委員、成山委員、岩井委員、鳥越委員、渥美委員

議 事

委員長から、配付資料1に基づき、前回（第1回）委員会の議事要旨（案）について、委員より出された意見に基づき、内容の一部を以下のとおり修正したことの説明がありました。

審議事項（5）新たな増収策について [本学教員の非常勤講師手当の一部拠出について]

- ・ 非常勤はアルバイトの意味合いが強いため、拠出金は取るべきである。
- ・ 教育委員会関係など、大学との連携の上で行っている非常勤もある。拠出金の徴収は、例えば「他大学での講義」等の目的が明確なものに限定するべきではないか。

1. 審議事項

(1) 会計規則の改正について

財務課長から、配付資料2に基づき、減損会計の導入等による会計規則の改正について説明が行われ、原案のとおり了承された。

なお、本規則については、11月1日開催の経営協議会及び役員会に諮った後、文部科学省へ提出される旨の説明が併せて行われた。

(2) 平成18年度第1次補正予算について

財務課長から、配付資料3に基づき、平成18年度第1次補正予算について説明が行われ、原案のとおり了承された。

(3) 教育研究充実積立金執行計画について

委員長から、配付資料4に基づき、教育研究充実積立金執行計画について説明が行われ、原案のとおり了承された。

2. 報告事項

(1) 平成18年度教育研究基盤経費の重点配分について

荒木 教育研究基盤経費配分検討専門委員会委員長から、配付資料5-1～5-5に基づき、前回委員会で承認された平成18年度教育研究基盤経費の重点配分基準による各教員の業績から算出した重点配分額について説明が行われた。

また、参考資料に基づき、「兵庫教育大学における教育研究基盤経費の取扱いについて」（平成17年3月28日学長裁定）により、今年度の教育研究基盤経費（基礎配分及び重点配分）が半減となる教員について報告が行われた。

(2) 平成18年度教育研究基盤経費の特別配分に係る設備更新費について

荒木 教育研究基盤経費配分検討専門委員会委員長から、配付資料6に基づき、平成18年度教育研究基盤経費の特別配分に係る設備更新費について、事項が決定した旨の報告が行われた。

(3) 本学の平成17年度財務分析について

財務課長及び財務分析主幹から、配付資料7に基づき、本学の平成17年度財務分析について説明及び報告が行われた。

(4) スクールパートナーシップ事業及び本学教員の非常勤講師手当の一部拠出について

委員長から、配付資料8に基づき、前回委員会において新たな増収策として意見が出されたスクールパートナーシップ事業について、社会連携委員会で検討が行われた旨の説明があった後、具体的な検討内容について、宮崎委員から以下のとおり説明が行われた。

- ・ 委員を通じ各学系の意見を取りまとめたところ、来年度から有料化する方向で概ねまとまりつつある。
 - ・ 現在の案については、次回委員会において再度検討を行うこととしている。
 - ・ 来年度から実施するためには、12月頃までには結論を出す必要があると考えている。
- また、委員長から、本学教員の非常勤講師手当の一部拠出について、人事・労務委員会で行われた検討内容について以下のとおり説明が行われた。
- ・ 個人に対し支給している謝金を大学に拠出させることが制度的に可能なのか。
 - ・ スクールパートナーシップ事業は勤務時間内に本務として行っているが、非常勤については勤務時間外に行っているものである。
 - ・ 実施するのであれば、大学間で契約を結ばなければならない。
 - ・ 現在、人事・労務委員会委員が各学系に持ち帰り、意見聴取を行っているところである。

(5) 非常勤職員給与規程の一部改正について

委員長から、配付資料9に基づき、10月16日付けで教育実践コラボレーションセンター設置準備室が設置されたことに伴い、同準備室に勤務する新たな職として上級連携推進研究員等を新設し、10月16日付けで非常勤職員給与規程の一部を改正したことについての報告が行われた。

3. その他

報告事項(1)の配付資料について委員から指摘があった重点配分ポイントの区分誤りについては、配分額等に変更が生じる可能性があるため、財務課において早急に再計算を行い、修正後の配付資料5-5を各委員に送付することとした。

以上

財務委員会（第3回）議事要旨

日 時 平成18年12月27日（水） 10時30分～11時30分

場 所 事務局 中会議室

出席者 川本委員長、竹田委員、宮崎委員、荒木委員、安部委員、岩井委員、河村委員
渥美委員、杉山委員、古川委員、鳥越委員、福田委員
（欠席）勝野委員、岩田委員、山本委員、成山委員、松下委員、松本委員

議 事

委員長から、配付資料1に基づき、前回（第2回）委員会の議事要旨（案）について説明が行われ、原案のとおり了承された。

1. 審議事項

（1）平成18年度第2次補正予算案について

財務課長から、配付資料2に基づき、平成18年度第2次補正予算案について説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、委員長から、本件については、1月24日開催予定の経営協議会及び役員会に諮ることの説明がなされた。

（2）平成18年度教育研究振興基金運営経費について

委員長から、配付資料3に基づき、今年度の教育研究振興基金運営に係る経費については、予備費を取り崩して執行することについて説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

（3）平成18年度年度計画実績評価票の作成について

学長からの依頼に基づき、本委員会に係る平成18年度年度計画事項の検討状況、達成状況を検証し評価する必要があるため、財務課長から、配付資料4に基づき、実績評価票（案）の説明が行われ、審議の結果、原案の自己評価項目等の文言等を再度見直し、より具体的な内容に変更することとし、修正の記述については委員長に一任することとされた。

なお、本件について意見等がある場合は、12月28日までに財務課まで申し出ることとし、修正がある場合の記述については、委員長に一任することとされた。

（4）平成19年度年度計画事項の作成について

財務課長から、配付資料5に基づき、本委員会に係る平成19年度年度計画事項（案）の説明が行われ、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、本件について意見等がある場合は、12月28日までに財務課まで申し出ることとし、修正がある場合の記述については、委員長に一任することとされた。

2. 報告事項

(1) 本学教員の非常勤講師手当の一部拠出について

委員長から、配付資料6に基づき、新たな増収策として人事・労務委員会に検討を依頼していた本学教員の非常勤講師手当の一部拠出については、審議の結果、現時点での実施は難しいとの結論となったこと、また、不公平感の問題については引き続き検討を行っていくこととなった旨の報告が行われた。

(2) 増収策の収入状況について

財務課長から、配付資料7に基づき、増収策の収入状況について報告が行われた。

(3) 平成19年度国立大学法人運営費交付金内示額の概要について

財務課長から、配付資料8に基づき、平成19年度国立大学法人運営費交付金内示額の概要について報告が行われた。

以上

平成18年度国立大学法人兵庫教育大学予算配分基準

第1 基本的事項

1. 国立大学法人兵庫教育大会計規則第10条に基づき、学長は予算実施計画を作成する。
2. 予算実施計画は、「国立大学法人兵庫教育大学財務計画」（平成18年1月20日役員会決定）に沿って作成する。
3. 中期計画で策定した総人件費削減計画に沿って、概ね1%の削減を図ることとする。
4. 運営費交付金は、効率化係数により毎年約3千万円程度の削減が行われることに留意する必要がある。
5. 新規事業計画については、原則として既定経費の見直しにより財源を確保するものとする。
6. 人件費と物件費については、区分して管理するものとする。

第2 予算編成

1. 収入予算は、年度計画に基づき各予算積算事項毎に編成し、支出予算は、収入予算積算事項にとらわれず、全学的な視野に立って配分するものとする。
2. 支出予算の学内配分は次のとおりとし、原則として平成17年度補正後の予算を基礎として算出するものとする。
 - (1) 人件費
平成18年度の人件費総所要額は、現員見込数等に基づき計上することとするが、予算全体に占める人件費（退職手当を除く）割合は、前年度以下に抑えることとする。
 - (2) 物件費
物件費の各予算積算事項については、その必要性について検討し、真に必要なもののみを計上する。
 - (3) 委託事業費
連合学校教育学研究科（本学及び参加大学）に係る予算については、「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科委託金に関する契約書」により、研究科が定める予算配分基本方針に基づき、あらかじめ各大学に配分額を示すものとする。
なお、連合学校教育学研究科予算は、原則として、平成17年度予算に対し効率化係数（1%）による影響額を控除した額とし、学生数の増加に見合う額については加算するものとする。
3. 収入計画及び支出計画を変更する必要があるときは、補正予算を編成するものとする。

平成18年度 国立大学法人兵庫教育大学予算実施計画(第1次補正)

【収入計画】

(単位/千円)

整理番号	事項名	平成18年度 当初予算額 A	平成18年度 補正予算額 B	差引増減額 C=B-A	備考
1	授業料収入	717,998	717,998	0	
2	入学科収入	142,613	142,613	0	
3	検定料収入	34,730	34,730	0	
4	その他収入	81,944	81,944	0	
	自己収入計	977,285	977,285	0	
5	運営費交付金収入	3,890,322	3,890,322	0	
	収入合計	4,867,607	4,867,607	0	

【支出計画】

(単位/千円)

整理番号	事項名	平成18年度 当初予算額 A'	平成18年度 補正予算額 B'	差引増減額 C'=B'-A'	備考
1	役員報酬費	55,573	55,573	0	
2	教員給与費	2,313,609	2,313,609	0	
3	職員給与費	802,572	802,572	0	
	報酬費・給与費計	3,171,754	3,171,754	0	
4	退職手当	349,320	349,320	0	
	人件費計	3,521,074	3,521,074	0	
5	一般管理経費	255,477	260,134	4,657	業務用自動車購入による増等
6	広報経費	15,950	21,646	5,696	教職大学院の広報活動経費の増等
7	情報化推進・調査経費	46,824	54,943	8,119	事務用PC更新による増(リース→買取)
8	地域交流事業経費	7,375	7,375	0	
9	特別設備経費	0	77,170	77,170	新専攻設置に係る書籍設備等、CALLシステム更新及び給食設備一部更新に関する経費
10	教育研究基盤経費	153,714	153,714	0	
11	教育研究補助経費	12,924	12,924	0	
12	連合学校教育学研究科経費	35,811	35,811	0	
13	実地教育経費	8,488	8,488	0	
14	神戸サテライト経費	29,170	29,170	0	
15	学生指導等経費	29,267	29,267	0	
16	就職指導経費	3,730	3,730	0	
17	国際交流経費	11,418	11,418	0	
18	入学試験経費	11,350	11,350	0	
19	施設維持管理経費	83,485	101,685	18,200	学生寮宿舎改修計画前倒分及び一般改修費等
20	学長裁量経費	96,000	96,000	0	
21	大学プロジェクト経費	3,155	3,155	0	
22	附属図書館経費	33,544	33,544	0	
23	学校教育研究センター経費	4,316	4,316	0	
24	発達心理臨床研究センター経費	1,596	1,596	0	
25	実技教育研究指導センター経費	1,910	1,910	0	
26	情報処理センター経費	83,161	83,161	0	
27	保健管理センター経費	3,580	3,580	0	
28	教育・社会調査研究センター経費	59,810	59,810	0	
29	附属学校園経費	42,235	42,235	0	
30	附属学校園安全対策経費	5,780	5,780	0	
31	予備費	10,000	10,000	0	
	物件費計	1,050,070	1,163,912	113,842	
32	委託事業費(連合大学院参加大学分)	182,621	182,621	0	
	委託事業費計	182,621	182,621	0	
	支出計画留保分	113,842	0	△ 113,842	
	支出合計	4,867,607	4,867,607	0	

注)朱書き事項は、今回の補正事項を示す。

平成18年度 国立大学法人兵庫教育大学予算実施計画(第2次補正)

【収入計画】

(単位/千円)

整理番号	事項名	平成18年度 当初予算額 A	平成18年度 第1次補正予算額 B	平成18年度 第2次補正予算額 C	差引増減額 D=C-B	備考
1	授業料収入	717,998	717,998	737,571	19,573	前年度収納実績ベースで計上
2	入学科収入	142,613	142,613	146,881	4,268	前年度収納実績ベースで計上
3	検定料収入	34,730	34,730	34,730	0	
4	その他収入	81,944	81,944	88,947	7,003	教育相談料等:約8,000千円、学校財産貸付料等:約1,000千円
	自己収入計	977,285	977,285	1,008,129	30,844	
5	運営費交付金収入	3,890,322	3,890,322	3,890,322	0	
	収入合計	4,867,607	4,867,607	4,898,451	30,844	

【支出計画】

(単位/千円)

整理番号	事項名	平成18年度 当初予算額 A'	平成18年度 第1次補正予算額 B'	平成18年度 第2次補正予算額 C'	差引増減額 D'=C'-B'	備考
1	役員報酬費	55,573	55,573	55,573	0	
2	教員給与費	2,313,609	2,313,609	2,313,609	0	
3	職員給与費	802,572	802,572	802,572	0	
	報酬費・給与費計	3,171,754	3,171,754	3,171,754	0	
4	退職手当	349,320	349,320	361,320	12,000	早期退職者分(昨年度並)
	人件費計	3,521,074	3,521,074	3,533,074	12,000	
5	一般管理経費	255,477	260,134	265,052	4,918	教育研究振興基金に係る振込手数料等の増及び原油の高騰による水道光熱費の増等
6	広報経費	15,950	21,646	22,611	965	修士課程第2次募集実施に伴う増
7	情報化推進・調査経費	46,824	54,943	54,730	△ 213	人事給与システム契約による減等
8	地域交流事業経費	7,375	7,375	7,375	0	
9	特別設備経費	0	77,170	77,170	0	
10	教育研究基盤経費	153,714	153,714	153,714	0	
11	教育研究補助経費	12,924	12,924	11,728	△ 1,196	手紙及びノートテイクの所要見込額の減等
12	連合学校教育学研究科経費	35,811	35,811	35,811	0	
13	実地教育経費	8,488	8,488	8,853	365	小学校教員養成プログラムに係る教育実習経費の増等
14	神戸サテライト経費	29,170	29,170	29,170	0	
15	学生指導等経費	29,267	29,267	29,267	0	
16	就職指導経費	3,730	3,730	3,730	0	
17	国際交流経費	11,418	11,418	11,418	0	
18	入学試験経費	11,350	11,350	11,350	0	
19	施設維持管理経費	83,485	101,685	103,985	2,300	職員宿舍の経年劣化に伴う経費の増等
20	学長裁量経費	96,000	96,000	96,000	0	
21	大学プロジェクト経費	3,155	3,155	2,939	△ 216	所要見込額の減等
22	附属図書館経費	33,544	33,544	33,544	0	
23	学校教育研究センター経費	4,316	4,316	4,316	0	
24	発達心理臨床研究センター経費	1,596	1,596	1,596	0	
25	実技教育研究指導センター経費	1,910	1,910	1,910	0	
26	情報処理センター経費	83,161	83,161	83,161	0	
27	保健管理センター経費	3,580	3,580	3,580	0	
28	教育・社会調査研究センター経費	59,810	59,810	59,810	0	
29	附属学校園経費	42,235	42,235	42,962	727	原油の高騰による水道光熱費の増等
30	附属学校園安全対策経費	5,780	5,780	6,720	940	器具改修に係る経費の増等
31	予備費	10,000	10,000	10,000	0	
	物件費計	1,050,070	1,163,912	1,172,502	8,590	
32	委託事業費(連合大学院参加大学分)	182,621	182,621	182,621	0	
	委託事業費計	182,621	182,621	182,621	0	
	支出計画留保分	113,842	0	10,254	10,254	自己収入の増等
	支出合計	4,867,607	4,867,607	4,898,451	30,844	

注)朱書き事項は、今回の補正事項を示す。

経営協議会（第1回）議事要旨

日 時 平成18年 4月12日（水） 13時30分～15時10分
 場 所 ホテル北野プラザ六甲荘「フェンネル」の間
 出席者 梶田議長，佐々木副議長，荒木，今田，岩田，勝野，川本，清水，竹田，俵，
 成山，宮崎，山本，渡邊 各委員
 欠 席 武田委員

審議に先立ち，本年4月1日付け発令の経営協議会委員の紹介が行われた。
 併せて，同日付で，監事（非常勤）に，高倉 翔 明海大学長 及び酒井
 清 監査法人トーマツ代表社員・同パブリックセクター部統括責任者が任命
 されたことの紹介が行われた。

前回（第5回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承され
 た。

1 審議事項

(1) 副議長の指名について

学長から，経営協議会規則第5条の規定に基づき，佐々木委員を副議長に指名す
 ることについて提案が行われ，了承された。

(2) 教育研究組織及び事務局組織の再編について

学長及び事務局長から，配付資料3-1，3-2，3-3に基づき，本年4月1日付
 けで行った教育研究組織及び事務局組織の再編について説明が行われ，種々意見交
 換の後，原案のとおり了承された。

次いで，事務局長から，配付資料3-4に基づき，教育研究組織の再編に伴う諸規
 則の改正について説明が行われ，原案のとおり了承された。

また，学長から，財務委員会の委員を成山委員，山本委員に，評価委員会の委員
 を今田委員，岩田委員にお願いしたい旨の説明が行われ，了承された。

(3) 平成18年度教育研究充実積立金の執行について

川本副学長から，配付資料4に基づき，平成18年度教育研究充実積立金の取り
 崩し及び執行（案）について説明が行われ，原案のとおり了承された。

(4) 学長選考会議委員の選出について

学長から，配付資料5に基づき，学長選考会議規則が改正されたことについて説
 明が行われ，本会議の学外委員8人を学長選考会議委員として選出することが了承
 された。

2 報告事項

(1) 本学の財務状況分析について

事務局長から，配付資料6に基づき，国立大学財務・経営センターが取りまとめ
 た各国立大学法人の財務分析に基いて，本学の財務状況の説明が行われた。

(2) 平成17年度増収策の収入状況について

事務局長から，配付資料7に基づき，平成17年度増収策の収入状況について報
 告が行われた。

- (3) 平成18年度学部及び大学院（修士課程，博士課程）の入学者状況について
教育研究支援部長から，配付資料8-1，8-2，8-3に基づき，平成18年度学部及び大学院（修士課程，博士課程）の入学者状況について報告が行われた。
- (4) 寄附金の受入れについて
教育研究支援部長から，配付資料9に基づき，前回の経営協議会以降に受入れが決定された寄附金及び平成17年度寄附金の受入状況について報告が行われた。

－以 上－

経営協議会（第2回）議事要旨

日時 平成18年6月15日（木） 13時00分～14時55分
場所 新神戸オリエンタルホテル 9階「カモミール」
出席者 梶田議長，佐々木副議長，荒木，岩田，勝野，川本，清水，武田，竹田，
宮崎，山本，渡邊 各委員
欠席 今田，俵，成山 各委員

審議に先立ち，今回は，酒井監事が出席されていることの紹介が行われた後，前回（第1回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承された。

議 事

1 審議事項

- (1) 教職大学院の設置準備について
学長から，配付資料2-1，2-2，2-3，2-4に基づき，教職大学院の制度創設が平成20年4月からとなること，並びに，そのための対応として，既設の大学院修士課程を改組し，教職大学院の枠組みを先取りした学校指導職専攻及び教育実践高度化専攻を平成19年度に設置することについて説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。
- (2) 平成17事業年度業務実績報告書について
川本副学長から，配付資料3-1，3-2に基づき，平成17年度に係る業務実績報告書について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。
- (3) 平成17年度決算について
竹田事務局長から，配付資料4-1，4-2，4-3に基づき，第2期事業年度に係る財務諸表，事業報告書及び決算報告書について説明が行われ，原案のとおり了承された。
- (4) 平成19年度概算要求事項について
竹田事務局長から，配付資料5-1，5-2に基づき，平成19年度概算要求事項について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。
なお，要求事項及び順位等の最終的な決定については役員会に一任することが了承された。
- (5) 役員の特末特別手当について
竹田事務局長から，配付資料6に基づき，平成18年6月期の役員の特末特別手当の支給額について，国立大学法人兵庫教育大学役員報酬規程第8条第2項の規定による増額及び減額は行わず，標準の支給割合100分の160で支給することについて説明が行われ，原案のとおり了承された。
- (6) 給与水準の公表について
竹田事務局長から，配付資料7に基づき，平成17年度の役員報酬等及び職員給与の水準の公表内容について説明が行われ，原案のとおり了承された。
- (7) 兵庫教育大学教育研究振興基金の設立について
竹田事務局長から，配付資料8-1，8-2に基づき，昨年度の経営協議会において設置構想が了承された教育研究振興基金を設立すること，並びに同基金規則及び運営委員会規程を制定することについて説明が行われ，原案のとおり了承された。
また，同運営委員会委員として経営協議会から指名する学外委員2人を，清水委員及び山本委員にお願いしたい旨の説明が行われ，了承された。

2 報告事項

(1) 寄附金の受入れについて

教育研究支援部長から、配付資料9に基づき、前回の経営協議会以降に受入れが決定された寄附金について報告が行われた。

閉会にあたり、酒井監事から、次のとおり意見が述べられた。

・内部監査の制度をさらに充実していただき、その中で、年度計画等の目的を達成できれば良いのではと感じる。そのために、内部監査を実施する組織・体制の在り方や実施手法、優先すべき検討課題等について、今後、担当部署と協議して進めていきたい。

・財産の運用に関し、もちろん安全確実でなければならないが、長期的な資金計画を立てた上で、普通預金以外の他の金融商品等による運用も考えられるので、今後検討させていただきたい。

—以 上—

経営協議会（第3回）議事要旨

日 時 平成18年11月1日（水） 13時30分～15時30分
 場 所 新神戸オリエンタルホテル 9階「サフラン」
 出席者 梶田議長，佐々木副議長，荒木，今田，川本，清水，武田，竹田，俵，成山，
 渡邊 各委員
 欠 席 岩田，勝野，山本，宮崎 各委員

審議に先立ち，前回（第2回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承された。

議 事

1 審議事項

(1) 新専攻の設置準備状況について

学長及び川本副学長から，大学院学校教育研究科における新専攻の設置準備に関し，配付資料2-1，2-2に基づき入学者選抜試験の志願者・合格者状況，配付資料3に基づき実習の準備・実施スケジュール案，配付資料4に基づき連携協力予定校の状況，配付資料5に基づき教育実践コラボレーションセンターの設置準備，配付資料6に基づき新専攻の運営体制案，配付資料7に基づき教員養成GP成果報告会の実施についてそれぞれ説明が行われ，種々意見交換が行われた。

(2) 教育実践コラボレーションセンター設置に伴う非常勤職員の職種の新設について
 竹田事務局長から，配付資料8に基づき，教育実践コラボレーションセンターの設置に伴う非常勤職員の職種の新設及びそれに伴う非常勤職員就業規則等の改正について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

(3) 大学教員組織の見直しに伴う人事関係規則等の改正について

竹田事務局長から，配付資料9-1，9-2に基づき，大学教員組織の見直しに伴う人事関係規則等の改正について説明が行われ，種々意見交換の後，原案を一部修正のうえ，了承された。

(4) 国立大学法人兵庫教育大学会計規則の改正について

竹田事務局長から，配付資料10-1，10-2に基づき，会計規則の改正について説明が行われ，原案のとおり了承された。

(5) 平成18年度第1次補正予算について

川本副学長から，配付資料11に基づき，平成18年度予算実施計画の第1次補正予算案について説明が行われ，原案のとおり了承された。

(6) 教育研究充実積立金執行計画について

川本副学長から，配付資料12に基づき，平成18年度教育研究充実積立金の執行計画の変更案について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

(7) 役員の期末特別手当について

竹田事務局長から，配付資料13に基づき，平成18年12月期の役員の期末特別手当の支給額について，標準の支給割合100分の175で支給することについて説明が行われ，原案のとおり了承された。

2 報告事項

- (1) 国立大学法人評価委員会からの評価結果について
川本副学長から、配付資料14-1, 14-2, 14-3に基づき、国立大学法人評価委員会から平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果の通知があったことについて説明が行われた。
- (2) 本学の平成17年度財務分析について
竹田事務局長から、配付資料15に基づき、本学の平成17年度の財務分析について説明が行われた。
- (3) 検定料及び入学料の返還に関する取扱いについて
竹田事務局長から、配付資料16に基づき、検定料の返還に関する取扱いの改正について説明が行われた。
- (4) 寄附金の受入れについて
教育研究支援部長から、配付資料17に基づき、前回の経営協議会以降に受入れが決定された寄附金について報告が行われた。

—以 上—

経営協議会（第4回）議事要旨

日 時 平成19年1月24日（水） 13時30分～15時25分
 場 所 クラウンプラザ神戸 9階「サフラン」
 出席者 梶田議長，佐々木副議長，荒木，今田，岩田，勝野，川本，清水，竹田，俵，
 山本，宮崎，渡邊 各委員
 欠 席 武田，成山 各委員

審議に先立ち，前回（第3回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承された。

議 事

1 審議事項

(1) 平成18年度予算実施計画（第2次補正案）について

川本副学長から，配付資料2-1，2-2に基づき，平成18年度予算実施計画の第2次補正予算案について説明が行われ，原案のとおり了承された。

(2) 平成19年度授業料について

竹田事務局長から，配付資料3に基づき，平成19年度の国立大学の授業料に関する文部科学省からの通知内容について説明が行われた後，学長から，平成19年度における本学の授業料については，授業料標準額を徴収する方針とすることについて説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

(3) 平成19年度スクール・パートナーシップ事業の有料化について

宮崎理事から，配付資料4に基づき，平成19年度からスクール・パートナーシップ事業を有料化することについて説明が行われ，原案のとおり了承された。

(4) 兵庫教育大学教育研究振興基金募金計画について

川本副学長から，配付資料5-1，5-2に基づき，教育研究振興基金の募金趣意書及び募金計画等について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

(5) 国立大学法人兵庫教育大学特殊勤務手当支給細則の一部改正について

竹田事務局長から，配付資料6に基づき，スクール・パートナーシップ事業手当及び公開講座講師手当の新設等に伴う特殊勤務手当支給細則の一部改正について説明が行われ，原案のとおり了承された。

2 報告事項

(1) 平成19年度国立大学法人運営費交付金内示額の概要について

竹田事務局長から，配付資料7に基づき，平成19年度国立大学法人運営費交付金内示額の概要について報告が行われた。

(2) 決算剰余金の繰越承認について

竹田事務局長から，文部科学省から決算剰余金の繰越承認予定の通知があったことについて報告が行われた。

- (3) 大学院神戸サテライトについて
川本副学長及び竹田事務局長から、配付資料8に基づき、大学院神戸サテライトの移転に関して、これまでの経緯及び現在の状況について報告が行われた。
- (4) 平成19年度大学院学校教育研究科（修士課程）入学者見込みについて
勝野副学長から、配付資料9に基づき、平成19年度の大学院学校教育研究科の入学者見込みについて説明が行われた。
- (5) 平成18年3月卒業者の就職状況及び平成19年度教員採用候補者選考試験合格状況等について
勝野副学長から、配付資料10に基づき、平成18年3月卒業者の就職状況及び平成19年度教員採用候補者選考試験の合格状況等について報告が行われた。
- (6) 教員養成GP成果報告会の開催状況について
勝野副学長から、配付資料11-1, 11-2に基づき、12月3日（日）に開催された教員養成GP成果報告会の概要について報告が行われた。
- (7) マイカー業務使用規程の制定等について
竹田事務局長から、配付資料12-1, 12-2に基づき、マイカー業務使用規程の制定等について報告が行われた。
- (8) その他
ア 日英国際英語教育セミナーの開催について
勝野副学長から、配付資料13に基づき、日英国際英語教育セミナーを開催することについて報告が行われた。
イ 役員の退職について
学長から、次の退職者の紹介が行われた。
・平成19年1月31日付け退職 理事（事務局長）竹田 貴文

—以 上—

経営協議会（第5回）議事要旨（案）

日時 平成19年3月9日（金） 11時00分～12時50分
場所 クラウンプラザ神戸 9階「サフラン」
出席者 梶田議長，佐々木副議長，荒木，今田，岩田，勝野，川本，清水，高岡，
武田，俵，成山，山本，宮崎，渡邊 各委員

審議に先立ち，前回（第4回）の議事要旨（案）の確認が行われ，原案のとおり了承された。

議 事

審議事項（1）から（4）までは梶田議長，審議事項（5）以降は佐々木副議長により議事が進行された。

1 審議事項

（1）平成19年度年度計画について

川本副学長から，配付資料2-1，-2に基づき，文部科学省に届け出る平成19年度国立大学法人兵庫教育大学年度計画（案）について，業務運営の改善，財務計画等，本学の経営に関する事項を中心に説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

（2）平成19年度予算実施計画について

川本副学長から，配付資料3に基づき，平成19年度予算実施計画について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

（3）教育研究充実積立金執行計画について

川本副学長から，配付資料4に基づき，平成19年度教育研究充実積立金の執行計画について説明が行われ，原案のとおり了承された。

（4）教職員の業績評価制度について

川本副学長，教育研究支援部長及び総務課長から，配付資料5-1，-2，-3に基づき，大学教員，附属学校教員及び事務職員に係る業績評価指針等の検討の経緯及び業績評価の実施手順等について説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

（5）給与・財務関係規程等の改正について

高岡事務局長から，配付資料6に基づき，人事院勧告に準拠して役員報酬規程，教職員給与規程等の給与関係規程を改正すること及び授業料その他費用に関する規程等の財務関係規程を改正することについて説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

（6）非常勤職員の職種の新設について

高岡事務局長から，配付資料7に基づき，特定の事業を遂行するため事業支援協力員の職種を新設すること及びそれに伴い非常勤職員就業規則等を改正することについて説明が行われ，種々意見交換の後，原案のとおり了承された。

2 報告事項

- (1) 大学院神戸サテライトの移転について
高岡事務局長から、配付資料8-1, -2に基づき、大学院神戸サテライトをパルモア学院専門学校から神戸情報文化ビルに移転することについて報告が行われた。
- (2) サバティカル研修制度平成20年度募集要項について
勝野副学長から、配付資料9に基づき、平成20年度から実施するサバティカル研修制度の募集要項について説明が行われた。
- (3) 事務職員大学院研修実施要項について
高岡事務局長から、配付資料10に基づき、事務職員大学院研修実施要項（案）について説明が行われた。
- (4) 寄附金の受入れについて
教育研究支援部長から、配付資料11に基づき、前回の経営協議会以降に受入れ決定された寄附金について報告を行う。
- (5) その他
平成19年3月31日付けで渡邊規矩郎委員が経営協議会委員を辞任されることの報告が行われた。

-以 上-

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した主な取組事例

○理数系教員養成のためのプログラムの設置

平成18年度経営協議会（第1回）において、経営協議会学外委員から、法人運営に関し、児童・生徒の理科離れとともに、小中学校教員の理数系教科への興味・関心の低下が懸念される状況から、本学の教員組織を活用した理数系教育の向上に対する取組について意見が出された。

この意見を受け、いわゆるストレートマスターや社会人に対して数学及び理科の中学校・高等学校教員免許を取得させるプログラムを大学院学校教育研究科（修士課程）に設置することについての検討を教育研究評議会に提案した。

この提案を受けて設置されたワーキング・グループにおいて具体的な検討を行い、平成20年度から「理数系教員養成特別プログラム」を開設し学生を受け入れることが、教育研究評議会で決定された。

○基金の設立

平成17年度の経営協議会において、経営協議会学外委員から、今後の国立大学法人の運営上基金を設ける必要性について意見があったことに基づき、学内で検討を行い、平成18年度に兵庫教育大学教育研究振興基金を設立した。

同基金の設立・運営に関し、平成18年度経営協議会（第2回、第4回）においても引き続き意見を求め、事業計画、募金計画及び募集方法等に対し学外委員の意見を反映した。

また、同基金に設けた運営委員会に経営協議会学外委員2人の参画を得て、具体的な基金運営に当たっても意見を反映できるよう体制を整備した。

国立大学法人兵庫教育大学経営協議会規則

平成16年4月1日

規則第2号

改正 平成17年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人兵庫教育大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第21条第2項の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 理事

(3) 副学長

(4) 教職員 2人

(5) 国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)の役員又は教職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命したものの8人

2 前項第4号及び第5号に規定する委員の選出方法その他必要な事項は、別に定める。

(任期等)

第3条 前条第1項第4号及び第5号に規定する委員の任期は、2年とする。

2 前条第1項第4号及び第5号に規定する委員が欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の残余の期間とする。

3 前2項の規定による委員は、再任されることができる。

(任務)

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 中期目標についての意見(本学が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項のうち、本学の経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本学の経営に関するもの

(3) 学則(本学の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他本学の経営に関する重要事項

(議長及び副議長)

第5条 経営協議会に議長及び副議長を置き、議長は、学長をもって充て、副議長は、第2条第1項第5号に規定する委員のうちから学長が指名した者をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集し、これを主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、議長の職務を代行する。

(定足数)

第6条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議案の提出)

第7条 経営協議会への議案の提出は、学長が行う。

2 前項のほか経営協議会構成員の過半数の同意があった場合には、議案を提出することができる。

(議決数)

第8条 経営協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第9条 経営協議会に、専門的な事項を調査検討するため、委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 経営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 経営協議会の事務は、総務部総務課が処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

国立大学法人兵庫教育大学経営協議会委員名簿

平成18年4月1日

ふりがな 氏名	職名等	任期	備考
かじ た えい いち 梶 田 叡 一	学長		議長
かつ の しん ご 勝 野 真 吾	理事 (副学長)		
かわ もと ゆき ひこ 川 本 幸 彦	副学長		
たけ だ たか ふみ 竹 田 貴 文	理事 (事務局長)		
みや ざき ひで き 宮 崎 秀 紀	理事 (非常勤)		
あら き つとむ 荒 木 勉	附属図書館長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
いわ た かず ひこ 岩 田 一 彦	連合学校教育学研究科長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
いま だ ひろし 今 田 寛	広島女学院大学長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
さ さ き まさ みね 佐々木 正 峰	独立行政法人 国立科学博物館長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
しみず しん いち 清 水 信 一	(株)サンテレビジョン 代表取締役社長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
たけ だ まさ よし 武 田 政 義	兵庫県出納長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
たわら しょういち 俵 正 市	俵法律事務所長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
なり やま はる ひこ 成 山 治 彦	大阪府教育委員会教育監	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
やま もと ひろし 山 本 溥	(株)進研アド 特別顧問	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	
わた なべ きくろう 渡 邊 規矩郎	日本教育新聞社関西支社長	平成18.4.1 ~ 平成20.3.31	

経営協議会での主な指摘事項とその対応

指摘事項	対 応
<p>(第1回) 平成18年4月12日</p> <p>○教職大学院の設置に先行して大学院に新しい専攻を設置した場合、学部教育はどうするのか。</p>	<p>・教学の内容を審議する教育研究評議会には大学院の専攻長・コース長の外、学系長がメンバーとなっており、学系長が学部を含めた教学全体の調査機能をもつことで対応する。</p>
<p>○小中学校教員養成で理科系に目を向ける必要がある。理科系の教員養成に積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>・「理数系教員養成特別プログラム」を策定し、19年度に準備を行い、20年度から実施する予定である。</p>
<p>(第2回) 平成18年6月15日</p> <p>○校長・教頭等の将来の管理職養成を一般の専門職大学院ではなく教職大学院で養成すべきではないか。</p>	<p>・19年6月に申請予定の教職大学院の中に学校経営コースを設け、将来の校長、教頭等を養成することとする。</p>
<p>(第3回) 平成18年11月1日</p> <p>○同一研究科の中に既設の専攻と教職大学院が併存する。新専攻の良さを既設専攻にどのように活かしていくのか。</p>	<p>・既設専攻では組織的に行っていない企画、FD、評価の諸活動を、新専攻で積極的に行い、大学院改革のモデルを提示していきたい。</p>
<p>○大学院新専攻の現職教員の実習は現任校で行うこととなっているが、異なる環境で実習を行うことも意義があるのではないか。</p>	<p>・原則現任校で実施するが、県とも協議しフレキシブルな対応をしたい。</p>
<p>(第4回) 平成19年1月24日</p> <p>○教育研究振興基金の募金については、私学等を参考にして募金計画を作るべきである。</p>	<p>・募金計画を策定する基金運営委員会に、経営協議会委員も参画していただき、意見を伺いながら運営している。</p>
<p>(第5回) 平成19年3月9日</p> <p>○教職員の業績評価の在り方について、業績の反映の仕方を今後検討すべきでないのか。</p>	<p>・評価委員会の下に業績評価制度検討委員会を設置し、評価制度の運用について検証を行うこととする。</p>

平成18年度 監事の業務等一覧

(1) 平成18年度監事監査計画の策定

別紙のとおり監事監査計画を策定した。

(2) 監査の実施

・監査計画の基本方針

①中期目標及び中期計画における平成18年度年度計画の対応状況

・年度計画について内容を確認した。

②予算執行管理の状況

・教育研究基盤経費の執行状況を確認した。

③資産の管理状況

・固定資産等の管理状況を担当者にヒヤリングするとともに固定資産等のたな卸しの立ち会いを行った。

・重点項目

①業務関係

- ・法令等の遵守状況の監査として個人情報保護法の対応状況の監査を実施した。
- ・他大学等の状況を把握するとともに、学内規程及び管理体制の整備状況を確認した。
- ・監査室で実施している内部統制の評価について、監査室長及び担当者から説明を受けた。

②会計関係

- ・預り金の経理について担当者から説明を受けた。
- ・会計監査人から監査の実施状況報告を受け、現状を把握した。
- ・前年に引き続き、会計検査院における実地検査の講評事項を確認し、国立大学法人における問題点等を把握すると共に、監事監査のポイントとした。
- ・平成18年度科学研究費補助金の内部監査に立ち会い、書類の通査及び特別監査として教員とのヒヤリングを実施した。

(3) 重要な会議等への出席状況

- ・監事の出勤日を役員会、経営協議会及び教育研究協議会の開催日に合わせ出席するとともに監事としての意見を表明した。(平成18年度出席状況 監事2名の延べ出席回数 役員会12回、教育研究評議会13回、経営協議会1回)
- ・その他 国立大学法人等監事協議会に出席し情報交換を行った。

(4) 監事の意見及び改善事項

- ・資金の運用に関し、安全確実でなければならないが長期的な資金計画の立案により、普通預金以外の金融商品等による運用を検討するよう意見があった。
この意見を受けて、平成18年度末に決済性預金から定期預金に余裕金を移動している。
- ・就職支援へのフォローアップについては、私立大学に比して、国立大学は手薄であり、就職支援体制の整備を期待するとの意見があった。
平成19年4月から就職支援室の組織を見直し、学生への就職支援事業の充実を図った。

(5) 会計監査人の監査計画及び実施状況の説明等

- ・会計監査人であるあずさ監査法人から期中監査、システム監査及び期末監査について報告を受けるとともに、必要に応じ業務担当者への確認を行った。

別紙

平成18年度 監事監査計画

1. 監査対象年度

平成18年度

2. 監査の目的

国立大学法人法第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学の業務の適正かつ能率的な運営を確保することを目的とする。

3. 監査の基本方針及び重点項目

(1) 基本方針

- ①中期目標、中期計画における平成18年度年度計画の対応状況
- ②予算執行管理の状況
- ③資産の管理状況

(2) 重点項目

- ①業務関係
 - ・法令等の遵守状況
 - ・内部監査の実施状況調査
- ②会計関係
 - ・外部資金の経理
 - ・預り金の経理

4. 監査の実施期間及び実施項目

- | | |
|--------|---|
| 5月～6月 | 監査計画の策定
中期目標、中期計画における平成18年度年度計画の把握
会計検査院実地検査状況の把握 |
| 7月～9月 | 個人情報保護法の対応状況
外部資金の調査
預り金の調査 |
| 10月～3月 | 内部監査の実施状況調査
予算執行状況調査
資産の管理状況調査 |
| 5月～6月 | 監査報告書の作成 |

5. 監査の方法

- (1) 関連部署から関係書類の提出を受け、ヒアリングを実施する。
- (2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会への出席や議事要旨の閲覧を行なう。
- (3) 必要に応じ、実地監査を行う。

平成19年6月26日

国立大学法人兵庫教育大学
学長 梶田 叡一 殿

監事 高倉 翔



監事 酒井 清



監査報告書の提出について

私ども監事は、国立大学法人法第11条第5項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以上

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人兵庫教育大学の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第3期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及びその他の主要な部門において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人兵庫教育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 役員職務遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは規程に違反する重大な事実は認められません。

平成19年6月26日

国立大学法人兵庫教育大学

監事 真倉 翔 

監事 酒井 清 

監事の指摘事項及び取組内容

●指摘事項 平成 18 年 12 月 6 日(水)開催の教育研究評議会

○就職支援について

7 月の中教審の答申等における適格性の再検討という観点からも、重要である。(高倉監事)

○就職支援について

就職支援へのフォローアップについては、私立大学に比べ、国立大学では、手薄であった。本学においてこのような支援体制が整備されることは大切なことである。加えて、教職以外の就職志望者についても、早めに進路の選択肢に関して情報提供をする等の支援がなされるよう期待する。(酒井監事)

●取組内容

○平成 19 年 1 月 22 日に兵庫教育大学就職支援室に関する要項を制定した。

兵庫教育大学就職支援室に関する要項

平成19年1月22日 学長裁定

(設置)

第1条 本学に、学生への就職支援に関する業務を処理させるため、就職支援室を置く。

(業務)

第2条 就職支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生への就職支援事業に関すること。
- (2) 教職志望学生の就職相談に関すること。
- (3) 教職以外の就職希望学生に対する就職相談に関すること。
- (4) その他就職支援に関すること。

(組織)

第3条 就職支援室に、次に掲げる者を置く。

- (1) 就職支援室長
- (2) 就職担当教員
- (3) 就職支援指導員
- (4) 就職支援協力教員
- (5) 就職支援事務室職員

2 前項に掲げる者に加え、就職支援室と連携を図り、学生への就職支援事業等を実施するため、クラス担当教員の協力を得る。

(就職支援室長)

第4条 就職支援室長は、学生支援担当の学長特別補佐をもって充てる。

2 就職支援室長は、就職支援室の業務を掌理する。

(就職担当教員)

第5条 就職担当教員は、就職支援室長の推薦に基づき、学長が指名する。

2 就職担当教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 就職担当教員は、就職支援事業の実施指導及び就職に関する相談等の実施に当たる。

(就職支援指導員)

第6条 就職支援指導員は、学外の教職経験者等のうちから、就職支援室長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 就職支援指導員は、教職に関する相談及び教職講座等の実施に当たる。

(就職支援協力教員)

第7条 就職支援協力教員は、実技指導等に協力する教員として、就職支援室長が依頼する。

(運営会議)

第8条 第2条に規定する業務内容を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 就職支援室長
- (2) 就職担当教員
- (3) 学生支援課長
- (4) 就職支援事務室長
- (5) 就職支援室長が指名した者

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、就職支援室の運営等について必要な事項は就職支援室長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

平成18年度内部監査の方針及び実施計画

1. 内部監査の方針

国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程に基づき、本学の業務及び会計の適法性等について、公正かつ客観的に調査及び検証し、助言・提言を行うとともに、監事及び会計監査人と連携し、的確かつ効率的な監査を行うものとする。

2. 監査範囲

平成18年度における業務運営及び会計処理のうち下記4.に定めるもの

3. 監査期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

4. 監査の内容及び対象

(1) 業務監査

①内部統制の評価（全部署）

各部署におけるマニュアル等（年間スケジュール、引継書など）の整備状況を調査し、業務の均一化、ミス発生要因の回避などが図られているかを調査。

②個人情報保護法への対応状況（全部署）

本学が保有する個人情報の管理体制の構築状況の把握と具体的な取組状況を調査。

③パソコン管理状況（全部署、教員含む）

ソフトウェアの不正使用（違法コピー）やパソコンのパスワード管理状況を調査。

(2) 会計監査

①外部資金の経理（該当部署）

・共同研究、受託研究及び受託事業の取り扱いについて、規定等に沿った取り扱いがなされているかを調査。

②預り金の経理（全部署）

・対象となるものが全て預り金として処理されているか。
・預り金の管理体制（定期的に検査されているか。報告は正しく行われているか。）

③予算執行状況調査

予算の執行が適切に行われているかを調査。

④資産の管理状況調査

物品及び固定資産の管理が適切に行われているかを調査。

(3) その他

平成18年度科学研究費補助金内部監査（通常監査及び特別監査）10月実施
実施要領は別に定める

5. 監査の方法

書面監査及び実地監査により行うこととし、概ね次の方法により監査を実施する。

- ①担当部課長からの概況聴取
- ②担当者からの個別聴取
- ③関係書類の抽出検査
- ④現場・現物確認

6. 監査報告

監査結果については、監査報告書を作成し学長に提出する。

ただし、監査の結果、緊急を要する場合は口頭により報告するものとする。

是正改善の措置があれば、実施状況を確認し、学長に報告する。

7. その他の事項

この計画書にない事項について、監査室で必要と判断した場合は、監査を実施することがある。

平成18年度 内部監査日程

監査機関	実施内容	日 程														
		18/4	5	6	7	8	9	10	11	12	19/1	2	3	4	5	6
監事	監査計画の策定			☆												
	監事監査															
	重要会議への出席															
	重要文書の回付 中期目標、中期計画における平成18年度計画の把握、会計検査院実地検査状況の把握、個人情報保護法の対応状況、外部資金の調査、預り金の調査 内部監査の実施状況調査									科研費監査の立ち会い						
会計監査人	監査報告書の作成															
	監査計画の策定				☆											
	期中監査(中間財務諸表作成支援・評価を含む)															
	期末監査															
	会計指導(質問対応)															
監査室	監査計画の策定															
	業務監査															
	①内部統制の評価															
	②個人情報保護法への対応状況															
	③パソコン管理状況															
	会計監査															
	①外部資金の経理															
②預り金の経理																
③予算執行状況調査																
④資産の管理状況調査																
その他の監査室業務																
会計監査人・監査の陪席・監査報告のヒアリング 監事への内部監査報告 監事との連絡調整、監事の指示に基づく調査など																

監 査 報 告 書

平成 19 年 3 月 3 1 日

国立大学法人兵庫教育大学長

梶 田 叡 一 殿

監査室長 佐 藤 光

監査室は、国立大学法人兵庫教育大学内部監査規程（以下「規程」という。）に基づき、平成 18 年度の内部監査を実施した。本年度に実施した内部監査は「平成 18 年度内部監査の方針及び実施計画」のとおりである。

監査担当者は、規程及び計画に基づき適正に内部監査を実施するとともに、その監査内容について監査調書を作成した。この報告書は、その監査調書を要約したものであり、現に実施された内部監査を公正・不偏かつ客観的に判断し作成したものである。

1. 監査の概要

(1) 監査担当者

室 長	佐 藤	光	(教授 学長特別顧問)
室 員	荻 阪	政 雄	(総務課課長補佐)
	村 井	陽 一	(財務課財務分析主幹)
	中 西	光 範	(秘書室主査) H18.12月まで
	小 山	直 樹	(")
	田 村	優	(財務課主査)
	廣 田	由津子	(" 主任)
	西 海	彰 二	(秘書室) H19.1月から

2. 監査実施状況

平成 18 年度の監査に要した合計日数は、延べ 35 日

業務監査 延べ 25 日

会計監査 延べ 10 日

3. 監査の結果

- (1) 監査実施部署において、規程第 14 条第 2 項による是正改善の措置をとる必要があると認められるものはない。
- (2) 業務運営の合理化と効率化のための助言、提言を以下のとおり報告する。

(業務運営の合理化と効率化のための助言、提言)

1. 内部統制の評価

内部統制とは、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的の達成のために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、内部監査も内部統制の一部を構成している。

今年度実施した「内部統制の評価」では、監査実施部署におけるマニュアル等の整備運用状況を調査した。管理部署における業務は、人事異動や業務分担の変更によってミス発生のリスクがあり、これをマニュアル、年間スケジュール及び引継書等の作成によって回避することが可能であるとともに業務の均一化が図れると考える。予め作成されているマニュアルにより、担当者のヒヤリングを実施することで内在するリスクを洗い出すことを目的としている。実施計画では、全管理部署の監査を行う予定であったが、時間的な制約もあり総務課、企画課、学生支援課、学術情報課の4課に対して実施した。平成19年度も引き続き残りの管理部署である財務課、施設管理課、教育支援課、研究支援課、入試課の内部監査を実施する予定である。

(1) 監査実施管理部署では、マニュアルどおり業務を実施している。

今後は、マニュアルによる業務の流れが効率的なものかを検証し、業務の点検を十分に行う必要があると考える。

詳細については、監査調書を参照いただくとともに、別途、監査実施管理部署に通知する。

2. 個人情報保護法への対応状況

平成15年度に個人情報保護法が施行された後もマスコミ等で企業の個人情報漏洩が取り上げられ、平成18年4月には「国立大学法人兵庫教育大学の個人情報保護基本方針」が定められている。この問題は大学の信用を著しく失墜させるだけでなく、多額の賠償を負担することとなるリスクを負っており、酒井監事からの提言に基づき実施したものである。

マスコミ報道では外部委託業者からの漏洩の事例も見受けられることから、本学においても委託契約の内容、個人情報の持ち出しルールの作成について、次年度以降もフォローアップする必要がある。

今年度は、事務局、保健管理センター、附属小学校及び発達心理臨床研究センターに対して監査を実施した。平成19年度も引き続き残りの部局等を抽出の上内部監査を実施する予定である。

(1) 監査実施部署における保有個人情報の管理状況

部局等で指名された保護担当者の人数が少ないため、部局等内の個人情報を十分に把握できていないため、個人情報リストを作成するなど情報管理する必要がある。また、保護管理者及び保護担当者が適切な措置を講ずるためには、情報システムの知識が必要であり、理解度やスキルに個人差がみられる。

個人情報の複写、外部への持ち出し等のルールについて、保護担当者から教職員に対して明確に示されていない。

今後も教職員の個人情報保護に対する意識を高めるため、継続的に説明会等を行う必要がある。

詳細については、監査調書を参照いただくとともに、別途、監査実施部局等に通知する。

3. パソコン管理状況

他国大法人におけるコンピュータソフトウェアの不正コピーの報道や文部科学省通知「コンピュータソフトウェアの適正な管理の徹底について」を受け、ソフトウェアの不正使用（違法コピー）やパソコンのパスワード管理状況について、教育研究支援部研究支援課情報システムチームに対し監査を実施した。

7月にBSA（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス）が実施した「コンピュータソフトウェアの適正な管理に関するセミナー」に監査室より1名参加させ、ソフトウェア・ライセンスの「点検・確認」の方法・手順等について受講した。

(1) ソフトウェア管理台帳による点検・確認の実施状況

事務局で使用するソフトウェアのライセンスは情報システムチームで一括管理されている。しかし、教員及び事務局各課で個別に購入している取得価格が10万円未満のソフトウェアはソフトウェア管理台帳に記録がなく適正な管理が行われていない。また、学生が持ち込むソフトウェアについても把握ができていない。著作権保護の観点からも今後これらのソフトウェアを管理するための措置が必要である。

以上のことから教職員及び学生に対して、コンピュータソフトウェアの適正な管理の徹底についての啓蒙活動を継続して行う必要があると考える。

詳細については、監査調書を参照いただくとともに、別途、監査実施部署に通知する。

4. 預り金の経理

本学の業務の一環として、職員及び学生等から一時的に預っている現金等は、基本的に大学に管理責任があり、「預り金」として会計処理を行い、財務諸表により公表する義務がある。預り金の把握は、法人移行時に調査して以降行われておらず、また、新規に発生した場合の報告についても周知されていない状況にあった。

預り金の計上基準についても、現金については重要性の判断の入る余地がないにも関わらず、金額的に少額であれば報告を義務付けていない。

今回の監査の実施にあたり、このような状況であったため、監査担当部署である財務課経理チームに再調査の実施を依頼し、年度末に実査を行うこととした。

詳細については、監査調書を参照いただくとともに、別途、監査実施部署に通知する。

5. 平成 18 年度科学研究費補助金監査

報道機関等から補助金の不正な使用などの事例が報告され、文部科学省、日本学術振興会が「科学研究費補助金の使用について各機関が行うべき事務等」(研究機関使用ルール)を改正し、平成 19 年度から適用することとしている。内部監査の実施については、改正点はないが、これまで以上に実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認を求められている。

監査の結果、ルールに従って、適正に処理されており、特に問題はない。

6. その他

平成 18 年度実施計画のうち、外部資金の経理、予算執行状況調査、資産の管理状況調査については、今年度内に実施できなかったが、平成 19 年度においては外部資金の経理、予算執行状況調査、資産の管理状況調査を例年の定期監査項目として位置づけ実施する予定である。なお、資産の管理状況調査は財務課が実施している固定資産の実査と合わせ実施する予定である。

平成 18 年度実施計画のうち実施できなかった前述の監査項目の理由としては、特に 10 月に内部監査部門として設置され、業務監査に重点を置いて実施したためである。

会計監査については、会計監査人である「あずさ監査法人」の外部監査に負うところが大きく、次年度も監事及び会計監査人との連携を深め、業務に重点を置きながら監査を実施する。

内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例

平成18年度科学研究費補助金の監査の充実強化

平成18年度の内部監査の結果、指摘事項は特になかったが
科学研究費補助金の制度上、求められている以上の特別監査の件数を増加した。

年 度	対象件数	通常監査件数	特別監査件数
平成17年度	32	5	1
平成18年度	25	3	3

平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果で課題として指摘された事項
及び平成18年度における対処内容

平成17年度評価結果で課題として指摘された事項

I. 業務運営・財務内容等の状況

内部監査の実施については、内部監査が事務局長統括の下で実施されていることから、監査対象からの独立性・実効性が求められる。

平成18年度評価結果の検討・反映の具体的内容及び関係資料

(評価結果の検討・反映内容)

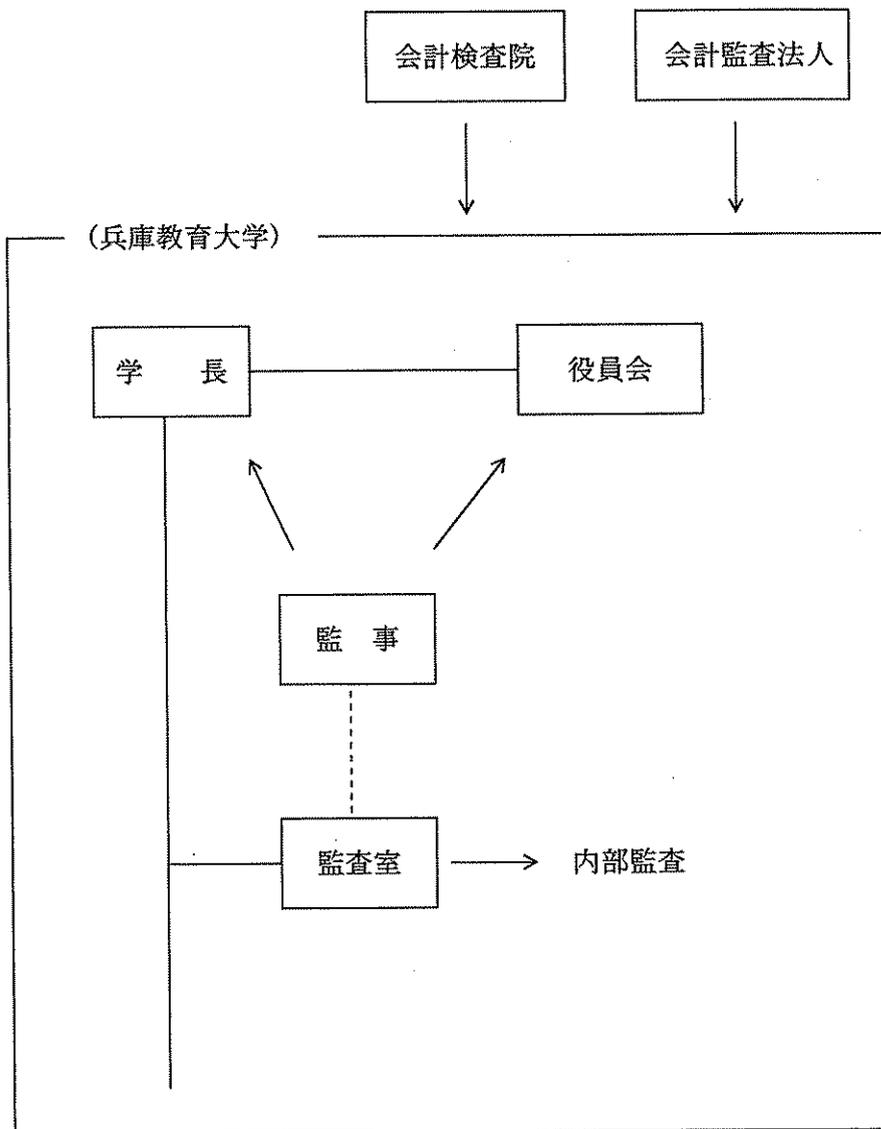
監査室を独立した部門として学長に直属するとともに、業務及び会計の内部監査を行う部門として平成18年10月に規程改正を行った。

(関係資料名)

- ・ 国立大学法人兵庫教育大学監査室の位置付け
- ・ 国立大学法人兵庫教育大学監査室設置要項
- ・ 国立大学法人兵庫教育大学監査室の構成

18.10.1 現在

国立大学法人兵庫教育大学監査室の位置付け



国立大学法人兵庫教育大学監査室設置要項

平成18年8月18日

学 長 裁 定

(設置)

第1 国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）に、本学における業務及び会計に関する内部監査の企画・実施並びに監事による監査及び会計監査人による監査との連携を図り、もって本学の業務の適正かつ効果的な執行に資することを目的として、学長の下に国立大学法人兵庫教育大学監査室（以下「監査室」という。）を置く。

(業務)

第2 監査室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の企画立案、連絡調整及び実施に関すること。
- (2) 監事による監査の対応に関すること。
- (3) 会計監査人による監査の対応に関すること。
- (4) 監事及び会計監査人との連絡調整に関すること。
- (5) 外部監査（会計監査人による監査を除く。）の調整に関すること。
- (6) その他学長が必要と認める監査業務に関すること。

(組織)

第3 監査室に、次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員

(室長等)

第4 室長及び室員は、学長の指名する者をもって充てる。

- 2 室長は、監査室の業務を統括する。
- 3 室員は、室長の命を受けて、監査室の業務を処理する。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から施行する。

18.10.1 現在

国立大学法人兵庫教育大学監査室の構成

室 長

教授（学長特別顧問） 佐 藤 光

室 員

[業務監査担当]

総務課課長補佐	荻 阪 政 雄
” 秘書室主査	中 西 光 範
” ”	小 山 直 樹

[会計監査担当]

財務課財務分析主幹	村 井 陽 一
” 財務企画チーム主査	田 村 優
” ” 主任	廣 田 由津子

7名

部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容

「平成18年度 教育研究基盤経費配分基本方針」の【教育研究経費（旅費を含む）】において、

「3. 重点配分

教員数積算分、学生数積算分及び特別配分を控除後の額を別紙4により各個人に配分する。

なお、欠員留保分として重点配分総額の2%分を留保し、採用等に応じて各個人に配分する。」

を、規定しており外部資金受け入れに対応した個人研究支援費として以下のとおり定めている。

1. 研究支援費

⑦ 外部研究資金等（特別教育研究経費、科学研究費補助金、受託研究、共同研究、受託事業、寄附金等）

- ・ 特別教育研究経費（運営費交付金対象事業）において、平成18年度に予算措置が行われる事業を対象とする。

ア. 特別教育研究経費を獲得した場合（中心的事業代表者）	1件につき	10ポイント
イ. 特別教育研究経費を獲得した場合（事業分担者）	1件につき	4ポイント

- ・ 平成17年度に入金が確認できた外部研究資金を対象とする。

ウ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業代表者）	1件につき	10ポイント
エ. 外部研究資金を獲得した場合（研究・事業分担者）	1件につき	4ポイント
オ. 外部研究資金を申請したが不採択の場合（研究代表者）	1件につき	2ポイント

国立大学法人兵庫教育大学が締結する随意契約の公表基準について

平成18年6月16日

事務局長裁定

国立大学法人兵庫教育大学(以下「兵庫教育大学」という。)が締結する随意契約の公表基準については、以下の通りとする。

第1(公表の対象とする随意契約)

国立大学法人兵庫教育大学会計規則(平成16年4月1日制定)第26条の規定により締結された随意契約のうち兵庫教育大学の支出の原因となる契約であって、工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えるもの及び、その他の契約で予定価格が300万円を超えるものとする。

なお、国立大学法人兵庫教育大学政府調達事務取扱規程(平成16年4月1日制定)により、官報に公示することとされているもの及び兵庫教育大学の行為を秘密にする必要があるものは除く。(以下「公表対象随意契約」という。)

第2(公表の時期及び方法)

兵庫教育大学契約担当役は、公表対象随意契約につき、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に兵庫教育大学のホームページに掲載する方法により公表を行うものとする。

また公表は逐次行う方法のほか、一定期間において締結した公表対象随意契約を適宜とりまとめて公表する方法によることができる。この場合において、とりまとめて公表する全ての公表対象随意契約について、随意契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に公表を行わなければならない。

また、公表は少なくとも随意契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までホームページに掲載するものとする。

第3(公表の内容)

兵庫教育大学契約担当役は、上記2の公表において、公表対象随意契約に関し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1. 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 2. 契約担当部署名
 3. 随意契約を締結した日
 4. 随意契約の相手方及び住所
 5. 随意契約に係る契約金額
 6. 随意契約によることとした理由
- 公表は、別紙様式によるものとする。

第4(施行期日等)

この基準は、平成18年7月1日から施行する。

[ホームへ]

随意契約の適正化に向けた取組

集計：財務課

見積合せを増やす努力をした結果、少額随意契約における見積合せの件数・割合が増加した。

年 度	見積合せ件数 A	契約総件数 B	比率 A/B
平成17年度	1 0 6 5 件	5 5 1 8 件	19.3 %
平成18年度	1 1 8 6 件	5 6 1 2 件	21.1 %

【根拠規定】

国立大学法人兵庫教育大学契約事務取扱規程（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大会計規則（平成16年規則第18号。以下「会計規則」という。）に基づき、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）が締結する売買、賃貸、請負その他の契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

第5章 予定価格及び見積書

（見積書の徴取）

第14条 契約担当役は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

平成17年度から平成22年度に係る人件費削減状況(案)

●平成17年度人件費予算額(基本ベース額) 2,825,377千円

●平成17年度から平成22年度の人件費所要見込額

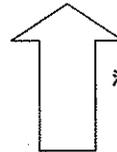
(平成17年度当初予算ベースからの想定)

(単位:千円)

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度人件費当初予算額	2,616,681	2,616,681	2,722,274	2,721,370	2,664,517	2,603,021
当該年度純増減見込額	0	105,593	△ 904	△ 56,853	△ 61,496	△ 61,569
合計	2,616,681	2,722,274	2,721,370	2,664,517	2,603,021	2,541,451
17年度人件費予算との比較	92.61%	96.35%	96.32%	94.31%	92.13%	89.95%

※「18年度合計額」は18年度予算案施設計画計上の額とする。
「18年度合計額」には危険回避分90,233千円を含む。

(参考)平成17年度人件費予算額の95%
2,825,377千円×95%=2,684,108千円



法定福利費相当を控除(11%分)

人件費純増減見込額(法定福利費含む)

(単位:千円)

事項	平成17年度 当初	平成18年度 見込	平成19年度 見込	平成20年度 見込	平成21年度 見込	平成22年度 見込	合計
人件費							
基準的人件費増加分	50,672	39,211	13,980	15,257	18,675	18,675	156,470
普通昇給	17,856	5,520	7,533	10,304	10,663	10,663	62,619
特別昇給	4,930	2,760	3,766	5,192	5,331	5,331	27,310
昇格	2,681	2,681	2,681	2,681	2,681	2,681	16,086
附属学校教員俸給調整	5,829	4,250	0	0	0	0	10,079
人事院勧告対応分(勤労手当支給率変更分等)	4,000	14,000	0	0	0	0	18,000
新規採用者分、幼稚園クラス増に伴う教員配置	15,376	7,000	0	0	0	0	22,376
県からの実務家教員の給与差額支給	0	3,000	0	△ 3,000	0	0	0
高齢者雇用分(H18.4から段階的導入)	0	0	0	0	0	0	0
早期退職制度導入に伴う手当額加算分	0	0	0	0	0	0	0
教員昇格分(3人分)		1,317					1,317
定年退職教員に係る給与分(前年度末退職者給与分)		△ 20,000	△ 70,000	△ 80,000	△ 50,000	△ 50,000	△ 270,000
任期満了助手に係る給与分(前年度末退職者給与分)			△ 8,000		△ 32,000	△ 32,000	△ 72,000
自己都合退職者に係る給与分(前年度末退職者給与分)		△ 53,600					△ 53,600
定年退職職員に係る給与分(前年度末退職者給与分)		△ 6,600		△ 3,300			△ 9,900
教員等新規採用分		62,000	58,000				120,000
特任教授分(2人分)※学年進行中のみ雇用			5,017	4,936	△ 4,936	△ 5,017	0
人件費所要見込額	50,672	22,328	△ 1,003	△ 63,107	△ 68,261	△ 68,342	△ 127,713

※財務計画計上分をそのまま用いる。ただし、対象外となる非常勤教員は除いている。

総人件費削減計画における人件費削減状況について
(法定福利費は対象外であるため含めない。)

(単位/千円)

区 分		17文部科学省積算予算 (基本ベース額)	17決算額	18決算見込額	19予算額	備 考
常勤(役員)	基本給相当	2,825,377	30,755	32,783	33,270	
	諸手当相当		12,416	14,424	14,634	
常勤(教員)	基本給相当		1,299,846	1,257,100	1,291,005	
	諸手当相当		609,863	642,910	654,971	
	超過勤務手当相当		203	159	206	
常勤(職員)	基本給相当		432,568	424,611	429,822	
	諸手当相当		195,788	190,644	194,908	
	超過勤務手当相当		49,865	49,673	51,574	
計			2,825,377	2,625,304	2,612,304	2,670,390
基本ベース額との比率(%)			92.92%	92.46%	94.51%	

(参考)予算全体に占める人件費比率状況

(単位/千円)

区 分	17年度当初予算		18年度当初予算		19年度当初予算	
人件費※1	3,173,288	75.45%	3,171,754	75.13%	3,147,242	72.95%
物件費※2	1,032,624	24.55%	1,050,070	24.87%	1,166,880	27.05%
合計	4,205,912	100%	4,221,824	100%	4,314,122	100%

※1. 人件費には退職手当を除く。

※2. 物件費には委託事業費を除く。

財務計画上の教職員数の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
前年度退職者		△ 8	△ 8	△ 8	△ 9
新規採用者		7	7		
特任教員 (学年進行)			1	1	△ 1
大学教員数	174	173	173	166	156
附属学校教員数	49	50	50	50	50
前年度退職者 (出向者の減を含む)			-1		-1
新規採用者 (出向者の増を含む)					
事務職員数	104	104	103	103	102
教職員数合計	327	327	326	319	308



実際の教職員数の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
前年度退職者		△ 11	△ 8	△ 8	△ 9
新規採用者		12	7		
特任教員 (学年進行)			1	1	△ 1
大学教員数	174	175	175	168	158
附属学校教員数	49	50	50	50	50
前年度退職者 (出向者の減を含む)		-3	-1		-1
新規採用者 (出向者の増を含む)		2	1		
事務職員数	104	103	103	103	102
教職員数合計	327	328	328	321	310

大学教員については、大学の戦略として教職大学院設置に向け実務家教員等の採用を最優先としたため、計画上の数を上回った採用となったが、人件費は計画の範囲内となることを確認して採用を行った。

国立大学法人兵庫教育大学キャンパス環境・安全委員会規程

平成16年4月1日
規程第20号

(設置)

第1条 国立大学法人兵庫教育大学(以下「本学」という。)におけるキャンパスの環境・安全確保及び労働安全衛生等に関する事項を検討するため、国立大学法人兵庫教育大学キャンパス環境・安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事及び副学長のうち学長が指名した者 1人
- (2) 総括安全衛生管理者
- (3) 各部から推薦された教授、助教授又は講師 各部1人
- (4) 附属学校の校長及び園長のうち学長が指名した者 1人
- (5) 総務部長

2 前項第3号及び第4号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

3 前項の規定による委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号又は第2号に規定する者をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) キャンパスの将来計画、環境及び安全等の検討に関すること。
- (2) 建物施設の利用計画に関すること。
- (3) 労働安全衛生に関すること。
- (4) 実験廃液、実験廃棄物等の処理、環境汚染の防止、健康生活環境の維持保全に関すること。
- (5) 遺伝子組換え生物等の取扱いの安全確保に関すること。
- (6) 緑化計画に関すること。
- (7) 構内における交通安全の確保に関すること。
- (8) その他キャンパスの環境・安全に関すること。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(安全衛生委員会)

第7条 委員会に本学の安全衛生に関する事項を検討するため、国立大学法人兵庫教育大学安全衛生委員会(以下「安全衛生委員会」という。)を置く。

2 安全衛生委員会について必要な事項は、別に定める。

(遺伝子組換え生物等取扱安全委員会)

第8条 委員会に本学の遺伝子組換え生物等の取扱いに関する事項を検討するため、国立大学法人兵庫教育大学遺伝子組換え生物等取扱安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会について必要な事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第9条 委員会が必要と認めるときは、専門的な事項を調査検討するため、専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び施設管理課が処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月8日から施行する。

「建物施設等専門委員会」の設置について

【設置目的】

平成18年11月21日の第5回キャンパス環境安全委員会に於いて、了承された「建物施設等専門委員会」を設置する。

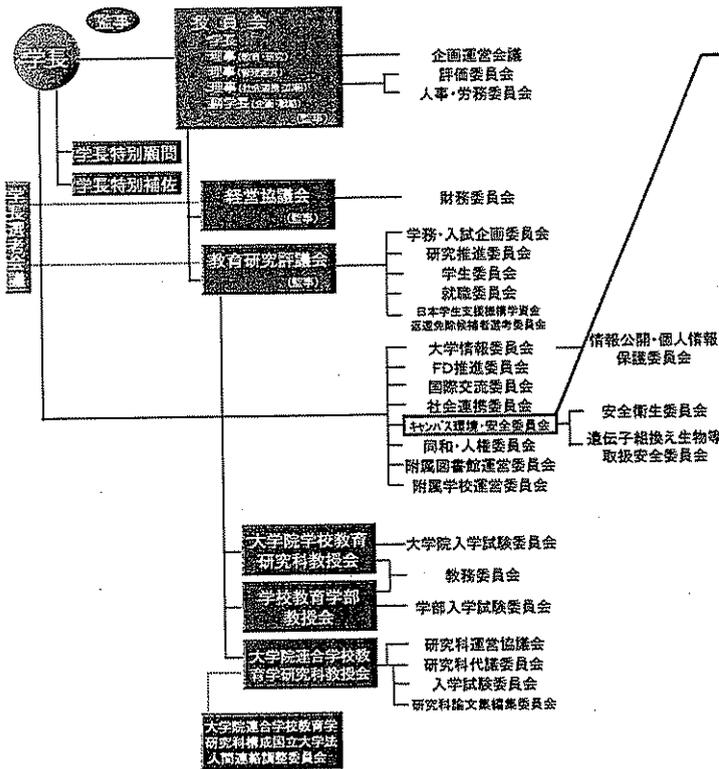
これは、平成17年度当初から、変更されている、学内の教育・研究組織変更に即した、使用基準に見直すこと。見直された使用基準により、建物使用におけるアンバランスの有無について、調査・検討を行い結果を公表すること。公表結果により、問題があると共通認識がなされた場合には、速やかに改善措置案を作成すること。改善措置案了承後の、速やかな実施により、アンバランスの解消、建物施設の有効利用を促すこと。などを目的とする。

【建物施設等専門委員会の委員】

- 委員長 勝野真吾 キャンパス環境・安全委員会 委員長
- 委員 福田光完 専攻長（教科・領域教育学専攻）
- 委員 名須川知子 教育・社会・言語棟（基礎教育学系）
- 委員 渥美茂明 自然・生活・健康棟（自然・生活教育学系）
- 委員 岩瀬生男 施設管理課長（キャンパス環境・安全委員会担当事務）
- 委員 須藤賢治 施設管理課長補佐（キャンパス環境・安全委員会担当事務）

キャンパス環境・安全委員会

H16年度設置



キャンパス環境・安全委員会

施設管理課
総務課

目的

- キャンパスの環境・安全確保及び労働安全衛生等に関する事項を検討するため
1. キャンパスの将来計画、環境及び安全等の検討に関すること。
 2. 建物施設の利用計画、設計、構想に関すること。
 3. 労働安全衛生に関すること。
 4. 実験廃液、実験廃棄物等の処理、環境汚染防止、人の健康生活環境の維持保全に関すること。
 5. 組換えDNA実験の計画、実施、安全確保に関すること。
 6. 緑化計画に関すること。
 7. 構内における交通安全に関すること。
 8. その他キャンパス環境・安全に関すること。

委員会構成	
藤野 眞吾	理事・副学長(委員長)
竹田 貴文	理事・事務局長
名須川知子	附属幼稚園園長
横山 正樹	教育研究支援部長
廣岡 遼	基礎教育学系教授
西岡 伸紀	臨床・健康教育学系教授
關 浩和	社会・言語教育学系教授
種田 光完	自然・生活教育学系教授
喜多村明里	体育・芸術教育学系助教授

施設有効活用専門委員会

遺伝子組換え生物等取扱安全委員会

安全衛生委員会

兵庫教育大学

兵庫教育大学施設マネジメントの取組

- H12年7月 兵庫教育大学既存施設の有効活用を図るための調査等に関する細則の成立
- ↓
- H16年8月 各棟・部・講座別使用状況調書の作製
- ↓
- H17年2月 施設整備の基本方針の決定
教員研究室・実験室・実習室の整備方針の決定
- ↓
- H17年5月 委員会預り室運用事項 細則の決定
各研究棟の空調設備の整備方針
- ↓
- H17年8月 委員長による使用実態調査 延3回の実施
- ↓
- H18年2月 兵庫教育大学改革再編に伴う施設整備について 決定
- ↓
- H18年3月 各部よりの拠出面積の確認
- ↓
- H18年5月 各部よりの拠出面積の現地確認

732㎡を
全学的なス
ペースとする

計850㎡



兵庫教育大学

施設整備の基本方針

平成17年6月8日
教育研究評議会 了承

(1) 大学の教育・研究の理念・目標

本学の基本理念

教員には、教育者としての使命感と人間愛に支えられた広い教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、教科に関する専門的学力、優れた教育技術や指導能力など専門職としての高度の資質能力が求められる。これら高度の資質能力は、教育の伝統と創造を見ずえた実践的な研究課題の設定及び解決に関する能力に裏打ちされ、学校の管理や運営に関する知見などの全体的、総合的観点に支えられているものでなくてはならない。

本学は、このような教員の資質能力の向上に対する社会的要請に応えるため、学校教育を中心とした理論的、実践的な教育・研究を進める「教員のための大学」、教育・研究に関して国の内外に「開かれた大学」、さらに教育実践のたえざる改善・創造に向けて「発信する大学」としての特色を生かしつつ、時代の進展とともに生起する教育諸問題に対応する教員の力量形成を支援し、わが国の教育の一層の発展に寄与するものである。

基本的な目標

本学の基本理念を実現するために「兵庫教育大学 21 世紀新構想大学プラン」を踏まえ、以下の長期的な視野に立った目標を設定する。

- ① 教育実践学の確立及び教育研究における高度の質の達成
- ② 学校教育における実践的指導力を持った教員の養成と、教育実践学の高度な研究・指導能力を持った人材の育成
- ③ 教員の高度専門職業人としての力量形成を図るための大学院の整備拡充
- ④ 教育研究の成果を活用した国や地域の教育、文化の向上への貢献
- ⑤ 国際社会へも開かれた大学としての教育研究面での国際交流の促進と国際貢献

(2) 施設整備の目標

上述の教育・研究の理念・目標を実現していくためには、その基盤となる施設の適切な整備が必要である。施設整備の検討にあたっては、(i) 本学の目指す教育研究を推進していくための施設設備の充実、及び(ii) 学生の立場に立ったキャンパスづくりを基本的な視点とする。

本学の中期目標(平成16年度～平成21年度)では、施設等の整備計画等の基本方針として、「大学の基本戦略に基づいて、卓越した教育研究拠点の形成に向けた整備と、教育研究環境の計画的な整備を行う。」を挙げている。具体的には以下の4つの事項について重点的に取り組んでいくこととしている。

① 卓越した教育研究拠点の整備

連合大学院における教育研究の高度化を図るための施設を整備するとともに、専門職大学院の設置に向けて、計画的な施設計画を策定する。

② 既存施設の有効利用

既存建物の点検・見直しを行い、学際研究等を促進するオープンラボの設置、情報化に対応するための施設の整備及び学生のための快適な交流の場や憩いの場の整備を図る。

③ 附属学校の危機対応

附属学校の防犯・防災上の安全確保と安全意識の向上・啓発のため、必要な整備を行う。

④ 計画的な設備の整備

設備整備計画を策定し、計画的に設備の更新・新設を行う。

また、施設等の有効活用及び維持管理の基本方針として、「施設整備の実態や利用状況等の自己点検・評価により施設設備の有効活用を図る。」を掲げている。具体的な取組として、施設整備の実態や利用状況等を自己点検・評価し、教育研究スペース等の有効活用を図るとともに、施設マネジメントに係る専門的知識の習得により効率的な施設設備の維持管理を行うこととしている。

(3) 施設マネジメントの基本方針

国立大学の法人化に伴い、経営基盤となる大学施設の効率的管理・戦略的活用を図ることが大学の発展にとっては不可欠である。そのためには教育研究の活動に対応するための全学的な施設運用や機能の維持・向上を目指して、建設や改造を行うこと、さらには施設に関する財務を管理することが必要である。本学では、このような施設マネジメントを以下の基本方針のもとに、トップマネジメントによる全学的な視点に立った取組として行う。

○ 施設の全学的な戦略的活用により、特色のある魅力的な大学づくりをする。

大学の教育研究活動の展開に応じた施設の戦略的な面積配分や利用規定の整備を進め、内外の施設利用者に向け魅力的なものとしていく。

○ 全学的な管理運営方針に基づき、安全対策や環境保全を進める。

実験室などの安全の確保や化学物質による環境汚染の防止、省エネルギーなどによる地球環境への負荷の低減、情報通信機器のセキュリティ対策などに積極的に取り組む。

○ 効率的な管理により、適正な施設水準の確保を図る。

全学的にスペースを管理し、目的・用途に応じた施設の需給度合い、利用度等を踏まえて、個々の教育研究活動に対し適切な環境を提供する。

平成17年2月17日方針決定 (キャンパス環境・安全委員会 了承)

平成17年6月8日 (教育研究評議会 了承)

教員研究室・実験室・実習室等の整備方針

平成17年6月8日

教育研究評議会 了承

1. 教員研究室・実験室・実習室・講義室等、本学の教育研究に係る施設は全学的に管理し、目的・用途に応じた施設の需給度合い、利用度等を踏まえ、個々の教育研究活動に対して適切な環境を整備する。
2. 教員研究室・実験室・実習室等の割り当てにおいては、国立学校建物基準面積算出表により算出した講座別面積を整備に当たってのガイドラインとする。
3. 退職又は転出した教員の使用していた研究室・実験室等は一旦委員会預かりとし、全学的な見地から利用方法を検討し、第1項及び第2項に述べた趣旨が生かされるようにする。
4. ガイドラインに示された基準面積を大幅に超えて使用している講座は、使用実態を考慮しながら可能なスペースの供出に協力する。
5. 特任教員、客員教授及び客員助教授等は、原則として複数名で教員研究室1室を使用する。
6. 棟名称を共通的な名称に変更する。

平成17年2月17日 方針決定 (キャンパス環境・安全委員会 了承)

平成17年5月23日 改訂 (キャンパス環境・安全委員会 了承)

平成17年6月 8日 (教育研究評議会 了承)

各研究棟の空調設備の整備方針

平成17年6月8日
教育研究評議会 了承

1. 空調設備の整備について
新設及び更新については、更新を優先する。
2. 空調設備の新設についての考え方
 - (1) 空調設備の新設については、下記の項目を総合的に検討の上、整備するものとする。
 - ① 利用者からの要望
 - ② 使用状況（稼働率、必要理由、法的根拠等）
 - ③ 全学の共通施設か、専用施設か。
 - ④ 設置時の各研究棟の必要な附属設備（電源設備等）の費用負担はどうするのか。
 - ⑤ 設置後の管理運営経費の負担をどうするのか。（契約電力、水道光熱費等）
 - (2) 整備に当たっては、整備計画を策定し、予算を勘案の上、優先順位をつけて、整備するものとする。

平成17年5月23日方針決定（キャンパス環境・安全委員会 了承）

平成17年6月 8日（教育研究評議会 了承）

兵庫教育大学キャンパス環境・安全委員会預かり室運用要項

平成17年6月8日
教育研究評議会 了承

(目的)

- 第1 この要項は、兵庫教育大学における「教員研究室・実験室・実習室等の整備方針」の第3項に基づき、キャンパス環境・安全委員会（以下「委員会」という。）預かり室の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2 委員会預かり室の使用に関しては、各種法令、国立大学法人兵庫教育大学固定資産等管理規程に基づき特別の定めのあるもののほか、この運用要項の定めるところによる。

(委員会預かり室について)

- 第3 退職又は転出した教員の使用していた研究室・実験室等は、委員会預かり室とする。室の明け渡しは、退職又は転出した日とする。やむを得ない場合は、キャンパス環境・安全委員会委員長（以下「委員長」という。）の許可を得て1ヶ月の猶予を設けることが出来る。

(使用者の範囲)

- 第4 委員会預かり室を使用することができる者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 本学の教職員
 - 二 大学間交流協定に基づく協定校の教員等
 - 三 その他委員長が適当と認めた者

(使用者の決定)

- 第5 委員会預かり室を使用しようとする固定資産監守者（以下「監守者」という。）は、委員会預かり室使用許可願（様式第1号）を委員長に提出する。
- 2 委員長は、委員会預かり室の使用を許可したときは、委員会預かり室使用許可書（様式第2号）を監守者に交付する。
- 3 委員長は、委員会預かり室の使用を許可しないときは、その理由を示し監守者に通知するものとする。

(使用条件等)

- 第6 委員会預かり室の使用期間は、最大5年間とする。一時使用については、原則として1年を上限とする。監守者は継続使用の希望がある場合には新たに手続きをとり、使用の許可を受けなければならない。使用期間中で監守者の変更が生じた場合には、再度許可願いを提出するものとする。
- 2 委員会預かり室を使用する場合、必要な経費は、原則として使用者が負担するものとする。
- 3 前項の負担する経費の額については、細則に定める。
- 4 監守者は、使用の許可を受けた後、使用期間を変更し、又は使用を中止しようとするときは、直ちに届け出て委員長の許可を受けなければならない。
- 5 委員長は預かり室について委員会に諮り、監守者に連絡の上、使用許可条件

に著しく反していないかを調査させることができる。調査の結果、改善が必要と認めるときは、監守者に対してその改善を勧告するものとする。

- 6 委員長は、監守者又は使用者が使用許可条件等に著しく反したとき、又は本学においてその委員会預かり室を使用する必要が生じたときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。
- 7 監守者は、許可された使用期間が満了したとき、使用を中止するとき又は使用許可の取り消しとなった場合には、原状に回復のうえ、ただちに明け渡さなければならない。やむを得ない場合は、委員長の許可を得て延長できる。
- 8 前項の場合、監守者は速やかに委員会預かり室使用終了・中止届（様式第3号）を委員長に提出する。

（工作物・設備等）

- 第7 委員会預かり室で必要な工作物・設備等の設置、又は撤去に要する経費は、使用者の負担とする。

（管理運営）

- 第8 委員会預かり室の管理運営は、委員長が行う。

（使用上の義務）

- 第9 使用者は、施設及び備品を常に適切な管理のもとに注意をもって使用しなければならない。
 - 2 使用者は、故意又は過失等により委員会預かり室の施設又は備品を損傷し、若しくは滅失し、又は許可条件に違反したことにより損傷を与えたときは、これを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。
 - 3 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
 - 二 研究等の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、事前に委員長の許可を得ること。
 - 4 前号の変更にかかる費用は、使用者が負担すること。

（事務）

- 第10 委員会預かり室の運用に関する事務は、施設管理課が行う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

平成17年5月23日 キャンパス環境・安全委員会 了承

平成17年6月8日 教育研究評議会 了承

「大学改革再編」に伴う施設整備の方針

キャンパス環境・安全委員会委員長

勝野眞吾

1. 平成18年2月10日、教育研究評議会において了承された「兵庫教育大学改革再編に伴う当面の施設整備について」に基づいて、平成17年度中に各部の使用面積の過不足を解消するとともに、「教職大学院」設立のためのスペース及び、研究組織・教育組織の改革に対応するための空きスペースを確保する。

(1) 1部及び2部は拠出なし。3部(自然棟)拠出面積は400㎡、4部(芸術棟)の拠出面積は100㎡、5部(自然棟、体育棟)拠出面積は350㎡とする。

(2) 将来の教員の転出、退職を前提とせず、平成18年3月の時点で整備を行う。

(3) 拠出場所は各部の状況に対応して、各部ごとに平成18年3月29日までに決定し、キャンパス環境・安全委員会(担当事務は施設管理課)に報告する。

2. 拠出されたスペースは平成18年4月1日より、キャンパス環境・安全委員会が管理する。

3. 拠出されたスペースは、下記の大学の将来構想に従い、全学的視野から有効利用する。

(1) 平成19年4月の「教職大学院」設立にむけて、各研究棟に「教職大学院」学生用の研究スペースを確保する。学生用研究スペースの必要面積及びデザイン・レイアウトは「教職大学院」の4つのコース長を中心に原案作成をする。

(2) 既存の大学院修士課程の学生用研究スペースのアンバランスを全学的視野からは正する。

(3) 学系に再編された教員グループが研究を円滑に遂行できるように、それぞれの研究の特性を踏まえて研究室の配置を再編する。

(4) 学生用研究スペース、教員研究室配置の再編は、設備・備品等実情、移転に伴うコストを踏まえ、段階を追って5年間程度で完了するよう計画する。

4. 共通講義棟3階フロアは「教職大学院」の講義・演習の専用フロアとして整備する。

「大学改革再編」に伴う施設整備の方針（抜粋）

キャンパス環境・安全委員会委員長

勝野真吾

1. 平成18年2月10日、教育研究評議会において了承された「兵庫教育大学改革再編に伴う当面の施設整備について」に基づいて、平成17年度中に各部の使用面積の過不足を解消するとともに、「教職大学院」設立のためのスペース及び、研究組織・教育組織の改革に対応するための空きスペースを確保する。

(1) 1部及び2部は拠出なし。3部(自然棟)拠出面積は400㎡、4部(芸術棟)の拠出面積は100㎡、5部(自然棟、体育棟)拠出面積は350㎡とする。

学内共同教育研究施設への拠出

教育・社会調査研究センター	平成17年度設置	115 ㎡
現代GP NANAつくす	平成17年度設置	52 ㎡
教員養成GP リエゾンオフィス	平成17年度設置	45 ㎡

施設の維持管理年間計画予定表 保全業務関係(役務)

予算区分	執行状況	業務事項	担当	月												備考	概算金額(業者) 契約金額	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
運営交付金	全	自家用電気工作物保全業務	電														28 仕様書・概算 契約	(財)関西電気保安協会 2,208,444
運営交付金	全	電話交換機設備保全業務 (姫野台地区)	電														28 仕様書・概算 契約	田中工業㈱ 210,000
運営交付金	全	電話交換機設備保全業務 (山園地区)	電														28 仕様書・概算 契約	(株)スイタ情報システム 57,200
運営交付金	全	昇降機設備保守	電														28 仕様書・概算 契約	日本エレベーター協会(株) 3,259,620
運営交付金	全	ゴムウェーター設備保守 (附属小学校)	電														28 仕様書・概算 契約	PGG契約 1回/月 点検 クマリフト(株) 149,850
運営交付金	全	浄化槽設備保守	電														28 仕様書・概算 契約	(株)大洋 2回/週点検 6,069,000
運営交付金	全	植栽維持管理(春期)	電		10	25	21										設計・概算 契約 作業期間 成功	(株)志築造園土木 1,380,000
運営交付金	全	植栽維持管理(秋期)	電						5	31							設計・概算 契約 作業期間 成功	(株)藤口園芸土木 1,470,000
運営交付金	全	消防用設備等点検業務	電			10	9										仕様書・概算 契約 外観・機能・総合点検 外観・機能点検	能楽防災(株) 1,953,000
運営交付金	全	受水槽清掃その他 (姫野台・山園地区)	電														仕様書・概算 契約 点検 成功	水質検査を含む 478,800
運営交付金	全	冷房設備保全 (姫野・山園地区)	電		16												仕様書・概算 契約 保守期間	3回/期間 点検 1,880,000
運営交付金	全	暖房運転・監視・点検・保守業務	電														仕様書・概算 契約 (保安・監視・監視業務期間)	近畿総合メンテナンス(株) 6,450,000
運営交付金	全	プール部溶解保守点検	電		31	17											仕様書・概算 契約 保守期間	3回/期間 点検 454,500
運営交付金	全	給湯ボイラー点検業務 (大学会館)	電														仕様書・概算 契約 点検 成功	昭和三才(株) 135,500
運営交付金	全	ドラフトチャンパー設備保守点検	電														25 16 仕様書・概算 契約 点検 成功	159,600
運営交付金	全	特定化学物質等予防規則等 に係る作業環境測定業務	電														25 17 設計・概算 契約 作業期間 成功	212,100
運営交付金	全	実験废水处理施設点検整備	電														9 20 仕様書・概算 契約 点検 成功	18年度実施済み 19年度予定なし NECファシリテーズ(株) 834,750
運営交付金	全	実験废水处理施設水質分析	電														28 20 契約 点検 成功	18年度実施済み 19年度予定なし (株)兵庫分析センター 110,565

執行状況 全 施設全箇所チーム渡し日
 竣 契約日
 竣 竣功日

概算金額計	35,000,000
執行金額計	30,487,829

空調機改修計画について (案)

現在、空調設備のない部屋は、言語棟46室、自然棟81室、芸術棟22室である。
 今後、既設の空調の更新も必要であり、新規分は、教員研究室、講義室、演習室については天井付けエアコン、院生研究室、学生控室、実験室、実習室、資料室等についてはウインド型エアコンを以下の計画により整備することとしたい。

- ① 既存の空調機の更新については、7期に分けて順次、施設整備補助金（毎年2800万円）により更新する。（1億9千600万円）
- ② 未設置の室の設置については、以下の計画により、学長裁量経費又は教育研究充実積立金により整備する。（7500万円）

第1期	言語棟、自然棟、芸術棟の講義室（8室）	1700万円
第2期	教員研究室、演習室、研究室（12室）	1600万円
第3期	ウインド型エアコン（その1）	1400万円
第4期	ウインド型エアコン（その2）	1400万円
第5期	ウインド型エアコン（その3）	1400万円

※ 言語棟、自然棟、芸術棟の講義室、演習室については、共通講義棟の講義室と同じ全学共通利用とし、教育支援課の管理としたい。この措置により、空調設備の整備や、机、イスの整備について全学的に考えることが出来る。

環境保全の現状

1. 省エネルギー

エネルギーの使用の合理化を計ることにより環境への負荷が低減される。

改正省エネ法（電気と燃料、熱が一本化され規制強化）が平成18年4月1日から施工され
本学の現状は、次の通りである。

17年度

電気	原油換算	1, 033 K I
燃料	A重油 原油換算	183 K I
	LPG 原油換算	152 K I
合計		1, 368 K I

参考 エネルギーとは、電気及び燃料（油、ガス、石炭）並びに熱（蒸気、冷温水）を言う。
第二種事業所とは、エネルギーの年間使用量が、原油換算値で1, 500 K I以上

本学は、第二種事業所に該当していない。

日常から学内に省エネの啓蒙と工事では省エネ機器を採用し省エネに努めている。

省エネの啓蒙

冷暖房期、夏期のデマンドピーク時のメール配信

省エネ機器の選定（H f 照明器具等）

2. 工事関係

環境に配慮した施工選択

- a) エコ電線の使用
- b) 空調機器のノンフロン化と講義室の運転時間の制限システム
- c) 手洗いの自動水栓
- d) 小便器、大便器の自動洗浄装置

3. PCB廃棄物（高濃度）

近畿地区の処理事業所は、6月現在試運転中である。

本学では、PCB廃棄物（高濃度）はない。

微量PCB（0.5mg/kgを超える）混入の可能性がある機器については、嬉野台26台、山国4台が該当している。

環境省の処理方法が決まってからの対応になる。

現在は、該当機器の使用制限はない。但し、微量PCB混入が確認し使用中止した時は、使用できないので保管しなければならない。

4. 水道・下水（排水処理）

上水道は、市水のみである。

節水対策として蛇口の節水コマの使用と排水処理施設による中水道使用（散水、トイレ）及び水泳プールの使用のあり方の検討をお願いしているところである。

中水道の使用は、約100t/日である。（放流 約150t/日）

5. 排出ガス（大気）

冬場暖房に使用するボイラーは、A重油を使用している。

NOx、煤塵等を定期的に測定しており大気汚染法の範囲内の数値である。

研究等の屋上には、実験室等の局所排気装置からの排気口があり、特定化学物質等障害予防規則に関係する物質の排気については洗浄装置で捕集し、大気環境への排出を極力低減している。

6. 悪臭・騒音等

学内、近隣住民とのトラブルは、なく皆無である。

平成18年 5月19日
 キャンパス環境・安全委員会

平成18年度嬉野台地区

省エネ並びに契約電力超過対策について

例年7月を中心に、空調機の冷房運転による電力需要が急増し、契約電力を超過する可能性があります。その対策として省エネの推進や事務局をはじめ各棟の空調機運転を段階的に停止し、契約電力の超過を防ぐようにしております。昨年度は、全学的な省エネへの協力により、空調機の運転を停止することなく、契約電力の超過（デマンドオーバー）はありませんでした。本年度も、全教職員・学生による、省エネ対策の実践により『自ら節電し、節約マナーを身につけ、温暖化防止対策に取り組む』こととしたい。

【 本年度の留意点 】

- ①本学の講堂において、県立学校、市町立学校の学校管理職・教育行政職特別研修が実施されること。この研修は6月5日から7月8日まで継続的に行われることになっている。
 （講堂冷房使用は約100KW増となる。）
- ②同様に、本学の講堂において、日本法政学会総会が実施される予定であること。この総会は6月17日から18日まで2日間行われることになっている。
 （講堂冷房使用は約100KW増となる。）
- ③昨年夏以降、室内環境の改善のため空調機を整備したこと。このため、増設空調機全数運転の場合約6KW（リプレイス除く）の電力消費が増大する見込みであること。
- ④今年の6月から8月の気温は、気象庁の長期予報によると例年並みか、やや高いとの予測が出ていること。

【 電力需要の見通し 】

以上のような状況から、例年以上に電力需要が増大すると予測されます。

【 省エネ対策等について 】 ※省エネに対する取り組みを一層強化する。

- ①冷房時の室内温度を28℃以下にしない。（冷房期間7月1日から9月16日まで）
- ②不在の際、エアコン、照明のスイッチを切る。
- ③昼休みの不要な照明の消灯に実施。（食堂、売店、図書館は除く。）
- ④クールビス（軽装・ノーネクタイ）とする。（期間6月1日から9月30日まで）
- ⑤ポスター等による啓発。（学生宿舎にも掲示を行う。）
- ⑥上下階への移動は、できるだけ階段を使う。
- ①（デマンドオーバー予測時には）空調冷房運転の停止をお願いする。

環境物品等の調達を推進を図るための方針

国立大学法人兵庫教育大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の平成 18 年度における調達の目標

平成 18 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成 18 年 2 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。*各項目の内訳略

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

- 1 紙 類
- 2 文具類
- 3 機器類
- 4 OA 機器
- 5 家電製品
- 6 エアコンディショナー等
- 7 温水器等
- 8 照明
- 9 自動車等
- 10 消火器
- 11 制服・作業服
- 12 インテリア・寝装寝具
- 13 作業手袋
- 14 その他繊維製品
- 15 設 備
- 16 公共工事
- 17 役務

II 特定調達物品等以外の平成 18 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

物品の選択にあたっては、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。OA 機器、家電製品については、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 本学にグリーン調達のための連絡会議を引き続き設ける（別紙）。
- 2 本調達方針は、本学全体を対象とする。
- 3 調達の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 8 事業者の選定に当たっては、ISO14001 若しくはエコアクション 21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
- 9 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
- 10 本調達方針に基づく物品調達担当窓口は総務部財務課、公共工事担当窓口は、総務部施設管理課とする。

国立大学法人兵庫教育大学 危機管理対応マニュアル

平成19年4月版

 兵庫教育大学

目 次

第1章 防災の心得

1 火事の時の心得	1
2 地震の時の心得	1
3 一人ひとりの防災対策	1

第2章 災害発生時における緊急連絡先

1 緊急連絡先	2
2 連絡方法の注意事項	3
3 学内緊急連絡網	4

第3章 災害に対する予防・措置等

第1節 一般的事項	5
1 登校・出勤時に心がける事項	5
2 退校・退勤時に心がける事項	5
3 学生、教職員等が心がける事項	5
第2節 予防・措置	5
1 火災の場合	5
2 地震の場合	6
3 風水害の場合	6

第4章 災害等発生時の対応マニュアル

第1節 火災発生時の対応	8
1 火災発生通報	8
2 自衛消防隊の結成・活動	8
3 事後処理	8
4 その他	8
第2節 災害（火災以外）発生時の対応	9
1 災害対策1（重大な災害が勤務時間内に発生した場合）	9
2 災害対策2（重大な災害が勤務時間外に発生した場合）	9
3 避難等のための学内施設の利用	10
4 災害復旧	10
5 NTT災害用伝言ダイヤルサービスについて	11
6 災害対策本部組織及び担当業務	12

第5章 事件・事故発生時の対応マニュアル

第1節 不審者対応	13
1 大学構内の場合	13
2 附属学校園構内の場合	13
3 大学内で窃盗事件が発生した場合	13
第2節 事件・事故対応	14
1 学生が事故・事件等に遭遇した場合	14
2 幼児・児童・生徒が事故・事件等に遭遇した場合	14
3 教職員が事故・事件等に遭遇した場合	14

第6章 その他の対応マニュアル

第1節 薬品管理	15
1 薬品管理の基本方針	15
2 薬品の管理について	15
3 研究室等からの薬品の持ち出しについて	15
4 一般の実験室における薬品の管理について	15
5 研究室等の薬品リストの一括管理について	15
6 使用済みの薬品の廃棄について	16
7 実験に供したガラス器具等の洗浄について	16
第2節 報道対応	17
I 報道機関との対応窓口	17
II 具体的対応の分担等	17
III その他	17

別紙

避難図 嬉野台地区	18
山国地区	19
消防用水・屋外消火栓配置図 嬉野台地区	20
山国地区	21

※本文添付略

【全学教職員会議資料】

平成19年3月30日

研究費の不正使用の防止について

研究費の不正使用の防止及び適正な執行の徹底については、これまで注意喚起されているところですが、なお研究機関等において不正な使用などの事例が報告され、国民の期待や信頼を失わせる事態となっている。

平成18年11月には「科学研究費補助金の不正使用防止対策として講ずる措置」が取りまとめられ、1. 研究機関における管理体制（機関管理）の改善、2. 経費管理体制等に関するチェック機能の強化等の対策が義務化されたところである。

また、平成19年2月には「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が定められ、研究機関においては、学長の責任とリーダーシップの下、各機関にふさわしい実効性のある体制を整備するとともに、実施状況の報告など、ガイドラインに沿った所要の対応を行うこととなった。

本学においても、今後このガイドラインに従って次の事項に対応することとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うために、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。

6. モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。